# 平成20年度第4回佐賀県公共事業評価監視委員会

日 時:平成21年3月27日

13:33~16:56

場 所:特別会議室A

## (開 会)

小野副本部長 こんにちは。本日は、年度末のお忙しいときにご出席をいただきましてありがとうございます。これより平成 20 年度第 4 回佐賀県公共事業評価監視委員会を開催いたしたいと思います。

議事に入る前に、本日、池田委員がお仕事の都合のために欠席をされております。それから、長委員が都合で来れないということでございます。

それでは、この後の議事の進行につきましては委員長のほうにお渡ししたいと思います ので、荒巻委員長、よろしくお願いいたします。

荒巻委員長 それでは、議事次第に従いまして会議を進めてまいります。

今回は、公共事業評価監視委員会の事後評価ということになります。事前評価をやって、それから事後評価をやると、今どれをやっているのかがなかなかわかりにくいということのようですが、先ほど事務局の方にいただいたんですけど、ほかの県も事前評価、事後評価ということをおやりになっているようですけど、この 3 つともきっちりとやっているところはそんなにたくさんはないようですね。例えば、事後評価について実際にやられているところは、47 都道府県のうち大阪府、長野県、神奈川県など 15 府県で実施していて、試行中のところが 5 県ぐらいあるということのようですので、佐賀県さんは非常に生まじめにといいますか、一生懸命やって、この事後評価を何とか活かそうというふうにお考えになっておられます。2 年間試行をやって今年度から本格的実施ということになっていますけれども、ただ、件数のこととか、どういうふうに選択するかとか、どういうふうに審議するかということはまだ模索中という段階です。ことしは事務局の方と私とで少しお話をして、こういうやり方でいいでしょうかという形で皆さん方にもお知らせしながらやってきました。このことがいいかどうかも含めて、皆さん、きょうの審議に参加していただければと思います。必ずしもこの方法が一番いいよというふうな形でやっているわけではないということをあらかじめご理解の上、今後の進め方についてご議論いただきたいと思います。

そういう意味で、まず、事後評価の改善を事務局のほうで検討されて、こういうふうに 改善したいということを提案されるということですので、その件から議論を進めていきま す。

では、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

事務局(中村副課長) 事務局の企画・経営グループの中村といいます。よろしくお願いします。

本日の公共事業評価監視委員会につきましては、佐賀県が実施しております公共事業のうち、事業完了後 5 年を経過した地区について事後評価をお願いするものでございます。 完了しました事業箇所につきまして、事業の効果、環境の変化、社会経済情勢の変化等について確認を行いまして、必要に応じて適切な改善措置を検討するということ。それから、評価結果を今後の審議箇所の調査計画、実施中の事業に反映させることによりまして、公共事業の効率的な実施に資するようなことにしていきたいと思っています。

しかしながら、事後評価の対象事業というのは、対象箇所が非常に多うございまして、 全地区を評価することは時間的に不可能というふうなことになっておりまして、平成 19 年 度からやり方を少し工夫をさせていただきまして、全地区についてまずもって簡易事後評 価というのを行っております。本年度も同様な方法で簡易評価をいたしますが、昨年度の 本委員会での審議を踏まえまして、よりわかりやすくするために変更を加えております。

その内容につきましては、資料 4をお願いします。めくっていただきまして3枚目をお願いいたします。ここに「簡易事後評価」ということで から の 4 つの評価項目によりまして簡易評価を行っているところでございます。

この評価項目については変更はありませんが、 の「環境への影響」というところで、昨年までは、「環境への影響」ということで一括して評価をしていたわけですが、今回は 1番「生活環境」ということで、気象、大気、騒音、振動、悪臭、こういうような生活にかかわるような環境の変化についてまず評価を行う。それから、2点目が「自然環境」ということで、植物、動物、生物、生態系などの自然環境にかかわる変化についても評価を行う。それから、3点目が「社会文化環境」ということで、景観、文化財、地域の分断であるとかレクレーション、交通混雑、交通事故など、社会文化にかかわるような環境の変化について評価を細分化して行っていくというようなことで変更をしております。

もう1点が、評価の表示についてでありますが、昨年度までは「AA」「A」「B」「C」という4段階の評価で表示をしておりましたが、今回からは、「A」「B」「C」「D」というような表示に変更しております。

以上が昨年と変わったところでございます。

それから、本年度の事後評価対象地区 113 カ所について資料 3 に整理をしております。ここに事業完了後 5 年を経過した地区を 113 カ所ということで整理をしております。この 113 カ所を対象にしまして、先ほど説明しました事後評価の簡易評価になりますけど、その 結果を資料 5 に一覧表として整理をしております。基本的には、この資料 5 の評価結果 を踏まえまして事後評価箇所を各関係課 1 地区ずつ選定して、その内容についてご説明をしていくということで考えています。

その評価の一覧表を資料 7 に「平成 20 年度 事後評価箇所一覧表」ということで載せております。一番上の街路事業の「東町西町線」、一番下の道路事業の「浜玉相知線」など

の合計7地区について審議をお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。 事務局からは以上です。

荒巻委員長 それでは、事後評価の改善点については、 の「環境への影響」を 3 つに 区分して評価することにしたこと。それから、「 A A 」とかいう、前回議論になって、そこまで言わなくてもというようなニュアンスでしたから、普通に「 A 」「 B 」「 C 」「 D 」という形でつけましょうということ。やり方として、簡易事後評価をやった後で問題がありそうなところは省かないで、この委員会に事後評価地区諮問という形でつけることですね。 そういう 1 段階、中に入れますということで改善をしたいということですが、委員の方、いかがでしょうか。よろしいですか。これでやってみて、また問題があれば少し改善することにしましょうということで、よければこのやり方で進めてまいります。

1 つだけお聞きしますけど、この簡易事後評価の結果は公開されているんですか。 事務局 公開します。

荒巻委員長 ホームページかなんかで見ることができますか。

事務局はい、佐賀県のホームページで公開します。

荒巻委員長 わかりました。

県民の皆さんたちは、自分のところの事業がどういうふうに評価されたかでこの評価基準が大体わかると思いますので、公開しておくことが必要ですね。

事務局 きょうの審議を踏まえまして、後ほど公開していくことになります。

荒巻委員長 わかりました。何々線がこういうふうに県は評価しているということは、 地元の人が一番よくおわかりで、「ちょっとおまえ、手前みそじゃないか」とか、「そげん 効果は上がっとらんとじゃないと」という話がもしかしたら出てくるかもしれませんから、 こういうのはどんどん公開していけば少しずつ精度が上がってくるんじゃないかという気 がしますので、ぜひそういう方向で進めていきたいと思います。

それでは、事後評価地区の諮問という形で、先ほど言われました資料 7の7カ所、各事業区分ごとに1カ所ずつ問題があると県の方々が認識されたところ、あるいは代表的なところを選んで、自分たちがどういうふうに評価したかということを説明していただきます。よろしくお願いします。

では、最初に、街路事業の「緊急地方道路整備事業」ということでご説明をお願いいたします。

#### 緊急地方道路整備事業

説明者(西村まちづくり推進課長) まちづくり推進課長の西村と申します。よろしくお願いします。

それでは、私の方から、街路事業の東町西町線について説明させていただきます。

都市計画道路東町西町線の概要でございますが、場所は唐津市浜玉町でございます。事 業期間は、平成2年から平成14年まで13年間となっております。事業費は約32億円、道 路拡幅としまして幅員 16 メーターで延長が 542 メーターでございます。メーター当たりのコストですが、おおむね 590 万円、約 600 万円かかっております。

この街路整備をするに当たっての位置づけでございますが、唐津東松浦地方拠点都市整備、その中のアクションプログラムの中に街路整備を位置づけております。

事業に着手する前の状況でございますが、ご覧のように、歩道がないということで非常に危ない状況。また、通勤通学とか、JR浜玉駅が近くにございますが、そこへ向かう際とか、帰路の際に他の自動車交通と復走するということで、一応2 車線とはなっているものの、歩道もない、規定の路肩もとれていないということで、歩行者が自動車を避けるようにして非常に危ない状況になっております。

事業の効果でございますが、先ほど申しました幅員 16 メーターのうち、幅員が 3 メーター50、3 メーター50 の歩道を両側に整備しております。そういうことで写真の上のように安全な歩行が確保されております。自動車もスムーズな走行ができるようになったということで、車道と歩道の間に停車帯といいますが、これを 1.5 メーターほど設けておりますので、仮に自動車が停車帯にとまっていても自動車同士の交通を大きく阻害するようにはなっておりません。

事業の効果でございますが、この場所については、良好な市街地を形成するということで景観等にも配慮したということで電線類の地中化を行っております。

また、右上の写真のように、視覚障害者のための点字ブロックも整備をしているところでございます。

街路樹も植えております。写真には載っておりませんが、街路樹はハナミズキを植えております。また、自然石の舗装ということで、写真のように自然な感じの、景観に配慮した歩道となっております。

その他波及効果ということで、写真の下のほうにあるように、商店街になっておりますので、駐車場を整備して路上駐車を減少させるということで安全性に配慮した街並みの整備が行われております。

電線類の地中化について若干詳しく説明しますが、事業区間 540 メーター余りのうち、約半分の 250 メーターについて電線共同溝ということで地中化を行っております。

これは、毎年 7 月に浜崎祇園祭り、山笠の運行がありますが、その山笠の運行がある区間についてはどうしても電線類、山笠の高さが約 15 メーターぐらいで電線類が邪魔になるということで、この 250 メーターの区間については地中化を行ったところでございます。

県民からの意見ということで、歩道が設置され、一番最初に見ていただいた資料にあるように、非常に危険な状況が解消されたということで、そういった意見をいただいております。

2番目の意見として、車道の幅員が広い、また、停車帯も備わったということで、自動車 の運行についても非常に便利というか、安全性が確保されたものとなったということで意 見をいただいております。 また、3番目にあるように、浜崎祇園祭りが安全にできるようになったということで、地元からは非常によくなったという声を聞いております。

ただ、一番下にあるように、先ほど、街路樹はハナミズキと申しましたが、落葉樹でございますので、これから 5 月に向かって花が咲くと思うんですが、夏場はいいんですが、初冬には葉が落ちてしまうということで、冬場の街路樹の姿が若干寂しい状況になるという声もいただいております。

地域住民とのかかわりでございますが、事業に入る前に地元としっかり調整を行いまして、電線類の地中化をやるとか、木の選定まで含めて街路樹を植える、歩道については点字ブロックとか、あと、アスファルト舗装じゃなくて、この地区の街並み形成、景観形成という視点を入れて地元と十分調整の上、事業を実施したところでございます。毎年夏には祇園祭りがございまして、3万5,000人程度の来客で賑わっているところでございます。

今後の課題でございますが、歩道の段差の改善ということで挙げておりますが、当時は 視覚障害者に歩道と車道の境界がわかるようにということで 2 センチの段差をつけており ましたが、2 センチといえども段差は段差であるのでまずいということで、今後に向かっ ては 2 センチの段差をなくしてスロープ化する必要があるということで、今後、こういっ た部分についても時期を見ながら対処していかなければいけないと思っております。

新規・再評価への反映についてでございますが、この東町西町線については、地元との合意形成がしっかり図られたということ。また、街路樹も植えておりますし、街路灯も設置しております。これについては土木事務所と旧浜玉町は協定を結んでおります。協定に基づいて浜玉町が地元の皆さんに、街路樹の選定とか除草、消毒、あと、街路灯については玉が切れた場合の取りかえ、こういったことも地元にお願いしているということで、官民協働での維持管理がなされておるということで、これについては割といい事例じゃないかということで今後の街路事業にも反映していかなければいけないかなと思っております。

以上です。

荒巻委員長 どうもありがとうございました。

委員の皆さん、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

齋藤委員 これ見せていただいて、500 メートルのうちの 250 メートルが電線地中化ということですが、工事費の中には、この辺の分は全部入っているんですか。

説明者 入っています。

齋藤委員 その予算というのは、地中化というのは九電さんから出るんですか。

説明者 協定を結んで、県で受託して県のほうで工事をします。

荒巻委員長 今、割合はどれくらいですか。それぞれの分担になってますよね。

説明者 電線管理者で分担、九電とかNTTとかですね。

荒巻委員長 県は出さなくていいんですか。県も出さなきゃいけないでしょう。国の補助もあるでしょう。大体どれくらいですか。

齋藤委員 割合を教えてください。

説明者 実質はほとんど県のほうの持ち出しです。

齋藤委員 ほとんど県ですか。

説明者 が多いです。単独で地中化して掘削して入れるときの費用ぐらいなものですから。

齋藤委員 でも、今、既存の電線があるわけでしょう。それを壊して中に入れるわけで すよね。

説明者 はい。つくるのにメーター25 万円ということですね。割合が、先ほど申しましたように、1 メーターつくるのに全体で 600 万円かかっていますので、そのうちの 25 万円が地中化の費用です。だから 5%いっていないぐらいですかね。

荒巻委員長 その中の、25万円の分担はどうやってますかと。

説明者 あんまり出さないです。

荒巻委員長 県は出さないんですか。

説明者 九電があんまり出しません。

説明者(吉田) 参考までに、管路が中に入っているんですけど、電線を入れることになるんですけど、電線1本埋設するのに1メーター約500円の負担金が...。

荒巻委員長 500 円をだれが出すんですか。

説明者(吉田) 電線管理者から県に。条数が多くなれば多くなるほど負担はふえます。 荒巻委員長 埋めていく作業の費用は九電が出すんですか。

説明者 NTT、九電、そういった電線管理者が出します。

荒巻委員長 切りかえていくのは九電とかNTTとかが自分たちでやるということですね。

説明者はい。

荒巻委員長 道路工事費の中に入ってないんですね。

古賀委員 一番最後にご説明があった部分ですけれども、官民協働での維持管理という お話がありましたが、民間はどういう組織でされているんですか。

説明者 組織というより、地元の自治会に通常頼まれるのがほとんどだと思います。

古賀委員 自治会でそういう組織をつくってあるんですか。例えば、樹木を管理するのは木が大きくなると大変なんですね。それを民間の人がやると言っているんですか。

説明者 ここの場所の場合は、土木事務所と旧浜玉町で協定を結んでいますけど、そういった専門的な大きな剪定とか消毒といった部分は業者に委託すると思います。あと、幹周りの除草ですね、そういった部分は地元にお願いしているということです。

古賀委員 それだったらできますけど。木を植えたという話が出たからですね、そういうところの管理はどうするのかなと思ってお尋ねしました。

荒巻委員長 ほかに。どうぞ。

川本委員 道ができた後にお祭りを見に行ったんですけれども、桟敷席みたいでとって もよかったですよ。この道はいいなと思いました。電線が祭りのために、その区間だけ地 中化されたということですね。

説明者 そうですね。

川本委員 随分立派な、歴史あるお祭りですからね。ここに座ってビールを飲みながら 私は見たんですけど、多分、そのときは歩行者天国みたいになって、いいなと思いました。 本通りじゃなくて、ちょっと入ったような通りというイメージで。ただ、木はもう少しあったほうがいいんじゃないかと。今、ハナミズキと言われましたが、まだ小さかったんですかね。落ち葉の管理とか問題になるような木はあまりなかったような気がします。

説明者 ハナミズキの成長がちょっと遅いものだからですね。

川本委員 新しい道というイメージのほうが環境よりも強いような気がしましたけど、 祭りを見に行くためにはよかったですね。

年田本部長 昔の狭い街並みを山笠が通る雰囲気がよかったという人もいらっしゃいます。 唐津もですね。 軒先すれすれに曳山が駆けていく迫力がいいという人もおられます。 広くなると迫力がなくなったと。

川本委員 そうでしょうね。私は初めて行きましたが、なかなか快適な道だなと思いました。確かに、軒すれすれにおくるのがおもしろいということはありますよね。

荒巻委員長 ほかにありませんでしょうか。

愛野委員 勉強のために聞かせてもらいたいんですけれども、こういう地方の道路整備で幅員が16メートルというのは、16メートル幅の道路をここはつくる、こういう道路はもっと幅員が狭くて、例えば歩道も狭いとか、あるいは車道と歩道の間のエリアも狭いとか、そういう区分けが決まっているんでしょうか。

説明者 街路の場合はですね、都市部の道路ということで、一般の道路は、道路事業でやる分は地方なんですが、都市部の道路は一応規定があるので、その中で16メーター、3.5 は標準的ですけど、道路事業でやる場合は片側にしか歩道を設けない場合があるんですが、街路事業でやる場合は、基本的に道路もつくるんですが、沿線の土地利用を高める、そういう市街地形成の部分もございますので、必ず歩道が両側につきます。街路事業でやる場合はですね。ある程度、街中の道路ということで、自転車、歩行者あるという想定で。

愛野委員 それはある意味、拠点都市に指定されたゾーンの道路ということなんですか。 説明者 東町西町線は、都市計画道路といって、基本的には前もって都市計画決定とい う手続を行います。いつごろしたのかちょっとあれですけど、前もって都市計画の決定で もって 16 メーターである区間を広げますよという法手続を行いまして、そのベースがあっ てこういった事業に取り組んでいくということにしております。

荒巻委員長 標準的には 16 にするか、十なんぼにするかというのは、ランクがあるんですか。ルートにランクがついているんですか。

説明者 あくまでも 16 メーターが通常の 2 車線の場合の、これぐらいの街中でやる分ですね。最近では交差点部で、どうしても右折部分が必要なので、右折車線のプラス、交差点部は 16 が 19 に広がる形になります。

荒巻委員長 道路幅は都市計画者が決定する、あるいは 16 メートルが普通の街路としては標準的な街路ということですか。

小野副本部長 基本的には都市部と地方部ということで、人の流れとか交通の流れが違いますので大きく分けられていますけれども、考え方としては、交通量とか歩行者数とか、そういったものの中から、ここは幹線道路ですから幅員を 20 メーターにしましょうとか。特に中央通りなんかは車も多いし、歩行者も多いものですから、そうすると、歩行者が多いとそれだけ歩道も広くしないといけないものですから、そういった形で基本的には交通量とか人の流れ、自転車、そういったものと、それを将来的にどのくらいになるかということまで予測した上で基本的に幅員を決めるということになっております。ですから、中央通りは 20 メーターにしています。ですから、周りの条件によって決めていくということです。

愛野委員 ある一定のルールがあって幅員が決まっていくということですね。

小野副本部長 そうですね。

荒巻委員長 ほかにどうぞ。

川本委員 緊急とついていますけれども、さっきお話の中では、前の道のほうがよかったというようなお話も、祭りとかにはですね。緊急地方道路整備というのは、どういうあれがあるんですか。現状が危ないとか、地域から...。

説明者 これは単なる国の補助メニューの一つです。

川本委員とにかく急ぐという意味でもないわけですね、名称の一つなわけですね。

説明者 本来ならば街路整備事業という、その一本でやるんですが、国のほうの施策、 事業の名前がいろいろ変わってきて、いろんなメニューがある中でこれを選択していると いうことです。名前は緊急とついていますが、だから...。

川本委員 危険性があって急ぐという意味じゃないわけですね。

小野副本部長 この緊急地方道路整備事業ができたのは、国道とか県道とかをそれぞれ整備してきたんですけれども、どうしても地方道路のほうがおくれているということで、こういう名前の事業のメニューができて、それで事業をやっているということです。ですから、つくられたころは地方道路がおくれているから早くせんばいかんもんねということで緊急という名前がつきました。

川本委員 わかりました。

荒巻委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

1 つだけ聞かせてください。600 万円 / メーター、1 メートル当たり 600 万円というのは、 街路事業としては普通の金額ですか。

説明者 佐賀大和線、アバンセの横を 4 車でやっていますが、そこはメーター約 1,000 万円をちょっと切るぐらいの感じになっております。

荒巻委員長 決まるのは、結局、民家の、民地の、いわゆる土地の購入、移転…。 説明者 約8割弱が用地補償費になっております。 荒巻委員長 こういう街路というのは、8割ぐらいがいわゆる用地補償ということですか。 説明者 そうです。平たん部なので大きな構造物をつくる必要はないので工事そのもの は2割ぐらいです。

荒巻委員長 だから、600万円のほとんどが、8割ぐらいは用地補償と。

説明者 はい。最初の写真、狭いところを見ていただいたように、両側の家を補償する ためにかかっているということです。

荒巻委員長 紡績通りも同じぐらいですか、8割から...。

説明者 約7割5分から8割、大きな建物がある場合は8割近くになります。

齋藤委員 これは工期が 2 回変わってますよね。平成 8 年と平成 14 年、何なんでしょうか、事情は。

説明者 単純に 1 工区、2 工区でやっただけ、同じ事業で取り組むんですが、全体 540 メートルを一どきに採択することなく、半分を 1 工区として立ち上げて、1 工区が終わるめ どが立ったので 2 工区に取り組んだということです。

荒巻委員長 よろしいですか。じゃ、1 つだけ聞かせてください。

1番から4番までが街路事業でおやりになっていますが、この中の1つをきょう説明して もらったんですが、全体として簡易評価をされて何か問題になるようなことをお気づきに なったことはありませんか。

説明者 今回、評価のやり方が若干変わったんですが、そこは先ほど説明する中で、手前みそ的な部分の評価があるんじゃないかと言われたんですが、この中の生活環境ですね、1から4番まですべて「A」にしていますが、確かに生活環境という部分ではよくなったのかなということで評価は「A」にしておりますが、小さな項目を見れば、気象、大気質、騒音、振動、悪臭、日照とかいろいろ項目がある中で、一つ一つをとらまえてみれば本当に「A」でいいのかなという部分が確かにございます。

荒巻委員長 それを記憶しておいてください。そしたら市民の方々がむしろ評価してくれると思います。「Aはないよ」とかって言われるかもしれないから。

齋藤委員 「県民の意見」とあるじゃないですか。県民って、だれが言うんですか。県 庁の人ですか。

説明者 地元区長さんあたりと話す中で…。

齋藤委員 それは地域住民の意見でしょう。県民の意見というのは、これはネットに出たときに、県民の意見と、県民がすごくよかった、よかったと言ってますよということで出るわけでしょう。

荒巻委員長 今後、今みたいな話で、地元の人から意外と評判が悪いけど、県庁は「A」をつけているというような話が出てきて少しずつ賢くなっていくのかもしれませんね。

齋藤委員 アンケートというのは、ある程度、何人のメンバーでとよく言うじゃないですか。やっぱりその辺の裏づけは持っておいたほうがいいかもしれない。

荒巻委員長 じゃ、よろしければこれでお認めいただきたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。2番目の事業は、ため池等整備事業で農山漁村課の ほうからご説明をお願いいたします。

#### ため池等整備事業

説明者(宮﨑農山漁村課長) 農山漁村課です。ため池等整備事業についてご説明申し上げます。

幸頭上地区でございます。これがため池の堤ですが、こちらが上流側で池があります。 こちらに農業用水をためております。

まず、ため池の制度についてご説明いたします。ため池等整備事業については、老朽化した農業用ため池の堤体の補強や洪水吐の整備を行うことで、ため池の決壊による農地、農業用施設、家屋等の被害を未然に防止し、農業生産及び農業経営の維持、安定を確保するという事業制度です。

これは平成 18 年に災害が起きました唐津市の大谷ため池ですが、これがため池の位置になります。直下に民家がありまして秋雨前線で集中豪雨があり堤体が決壊し、一部、家屋に被害が生じたというものです。これは災害復旧で直しております。

幸頭上地区の事業概要をまずご説明いたします。

ため池の諸元ですが、堤体の長さは全体 32 メーター、高さが 7.8 メーター、貯水量が約 2,000 トンというものでございます。

工期は 12 年度から 14 年度で実施し、総事業費が 6,300 万円ということで、一つは、堤体の補強としまして、特に上流側の堤体が浸食が起きてやせていたということで堤体の補強をしております。それと、取水施設、後で図面が出ますが、取水施設の接合部等から老朽化による漏水等が発生していました。

それと、洪水吐ですが、これは洪水時に余分な水を吐く水路ですが、もともと土水路で 断面不足を起こしていたということでこの改修を行っています。

受益面積は水田の5ヘクタールでございます。

位置ですが、旧山内町の、これが国道 35 号線になりますが、こちらが武雄市、こちらが 有田町です。この図面のこの位置がため池の位置でありまして、集水範囲が約 3 ヘクター ルほどあります。

下流部ですが、紫色の範囲が、仮にため池が決壊した場合に被害が起きるだろうと想定した範囲です。中に赤色のマークがありますが、これが農地です。受益地が 5 ヘクタール、下流部に民家が 7 戸ほどございます。

改修の内容ですが、まず、堤体の補強につきましては、こちら側が池敷ですが、堤体がやせ細って漏水が生じていたということで、粘質土をもちまして、刃金土と書いていますが、ここで水をとめる遮水ゾーンをつくっております。黄色い部分がそれを覆うような形で、鞘土といいますが、覆土をしております。それと、上流面にブロックを張っているという工事をしております。

また、これは取水施設ですが、水はこういう形でたまるんですが、ここに穴が幾つかあいていまして、この栓を開けることによって水をこのラインで流して下流部に農業用水を送るという構造になっています。もともとこれが老朽化して接合部等から漏水を生じていたので、これを全部新しくつくり変えております。

これが改修前の写真ですが、上流側がやせています。これが洪水吐という水路、土水路で草がぼうぼう生えていますが、これを堤体の上流側を張ブロックをしていますが、きちっと遮水ゾーンをつくって張ブロックをして保護をしている。

それと、洪水吐につきましては、コンクリートの水路を入れて断面不足を解消しています。断面不足は2倍ぐらいに改善しております。

地域住民の感想、事業の効果ですが、豪雨のときでも下流部の人たちは安心していられるようになったということと、もう 1 点が工事に伴いまして工事用道路を、仮設道路をつくっております。これはその後も残しているんですが、雨のときとか用水管理するに当たって、この道を地域の人たちが使ってため池まで行けるようになったということで便利になりましたと。それと、取水栓がありますが、これを新しくつくり直し、周りをブロックを張り、その周りを階段工にしております。当時は何もなく、これは泥でしたので非常に危険な状態でしたが、階段式になったので管理がしやすくなりましたという話があります。

予想の被害額ですが、農作物、農地、農業用施設、住宅、公共施設、下流部に市町村道がありまして、そういったものを積み上げると約 9,500 万円という額になります。 B / C にしますと、先ほどの事業費で割り戻しますと 1.5 ぐらいになります。

この改修した後の管理ですが、もともとは下流部の集落の方がこのため池を管理していたんですが、平成 19 年度から農地・水・環境保全対策という農林水産省の補助事業が入ってきました。それは地域の方々で集落活動でいろんな取り組みをして、例えば、草刈りとか花を植えたり、いろんな活動をすることに対して必要な経費を支援しますという事業ですが、19 年度から三間坂区資源保全隊というのが結成されました。活動地域は山内町の三間坂区域内ですが、隊員と書いておりますが、区民とか農家の方、非農家の 130 名が構成員になっております。その一部で、当然ため池だけではなくて、山内町の広い範囲をこの130 名で草刈りや花植えやいろんなことをやっているんですが、このため池についての草刈り等は年 2 回、この組織でやっていただいたり、あるいは見回り等もやっていただいております。

今後の課題ですが、ため池の維持管理に関する課題として、最近、このため池だけじゃないんですが、これは堤体の下流部ですが、イノシシが穴を掘るということが起きています。これは根っこを食べに来るらしくて、これは満水面より上なので安全上は特に問題ないんですが、補強はすぐするようにしております。場合によっては侵入しないような防護柵を設けるとか、そういった検討が必要かなということを考えています。

それと共通の課題としまして、高齢化とか過疎化が進むと維持管理が大変になるので、 先ほどの組織をきちっと維持できるかどうかということが課題になるかと思います。 簡単ですが、以上で終わります。

荒巻委員長 ありがとうございました。今のご説明につきまして何かご質問、ご意見が ありましたらお願いします。

村田委員 工事用の道路を残された。ここは感謝されておると思いますけれども、佐賀県全体としてはそういうことがしょっちゅうあるんですが、あるいは稀なことなんですか。

説明者 基本的には、やっぱり管理を考えると、こういう軽トラでも入っていけるようなものは残しておかなければいけないので、こういう簡易な道路でも残すようにしております。

荒巻委員長 ほかにお願いいたします。

ちなみに、これはいつごろできたため池ですか。

説明者 調べたんですが、時代がよくわからない、藩政時代とか、もっと前なのか、ちょっとよくわからないですね。

荒巻委員長 これがいわゆる決壊を起こしたものですよね。

説明者 さっきのは別のため池です。

荒巻委員長 そういう点でいうと、危険であるとか、危険でないとかという診断はできるものですか。それは雨が降ってみないとわからないとか。

牟田本部長 台帳に危険度をあらかじめ…。

荒巻委員長 ランクづけをした…。

牟田本部長 はい。

説明者 現地に行ってため池の調査を地元の人たち、市町、県の職員でやっております。 ただ、専門家といいますか、ボーリング調査とかはしていないのでそこまではわからない んですが、目視観察の範囲で、要は漏水があるとかということでランク分けはきちっとた め池すべてやっております。

牟田本部長 県内に3,000 カ所ぐらいあるんですよ。

荒巻委員長 武雄だけで 600 と言ってましたから。こういうのはある程度計画的におやりになるんですか、年度計画とか。3,000 を 100 ずつやっても 30 年かかる。

説明者 今、要整備箇所が 3,000 のうち 1,000 カ所あります、調査した段階でですね。 そのうちこれまでにいろいろ整備していますので、775 カ所整備されております。残りが 210 カ所程度。ただ、年間 10 カ所できるか、できないかなので、それでも単純に割ると 20 年ぐらいかかるんです。

牟田本部長 そのうちにまた老朽化してくるから、エンドレスです。

荒巻委員長 土構造物はまだ何とかやれますよね。

牟田本部長 一番問題はですね、農業水利施設だから農家の負担が生じるんですよ。農家はやっぱり負担しきらないという現象が出てきてますね。

齋藤委員 斜樋とありますよね、それと下に流す底樋、この材質は何ですか。

説明者 昔は木をくり抜いたりしていましたが、今はコンクリート製品です。

荒巻委員長 よろしいですか。それじゃ、もう一つ、同じようにちょっと聞きたいんですけど、ため池事業としておやりになったところで何か問題になることは特にはなかったですか。

説明者 今回、対象になるため池が結構たくさんあったんですけれども、その中で工事としては同じ基準でつくりますので工事のでき上がりは同じなんですが、あとは管理の問題だと思うんですね。どっちかというと、大体集落で管理されているんですが、今回、これについては 130 人の大きな組織をつくったということもあったのでご説明をさせていただきました。保全隊という広めの管理組織をつくっていらっしゃいますので、地域としてですね。

荒巻委員長 今から先は、いわゆる施設の維持管理というものについての知恵とか働きかけとか地元での仕組みづくりとかということが非常に重要になるということですね。

説明者 そうですね。きちっと仕上げたものを大事に使ってもらう、さっきのイノシシが掘った穴を直してもらうとかですね、そういうことが大事かと思います。きちっと点検してもらって維持補修してもらうことが大切かと思います。

荒巻委員長 ほかに。

齋藤委員 基礎的な質問いいですか。事業評価書の「2000 センサス」って何ですか。 説明者 センサスは、統計書です。2000 年に統計資料を、全国レベルで統計をつくって いるものです。

齋藤委員 本の名前ですか。

説明者 農林統計...。

齋藤委員 資料ですね。ありがとうございました。

荒巻委員長 では、この事業評価についてお認めいただければと思います。認める、認めないというのも変ですが、1個ずつ進めていきます。どうもありがとうございました。

続きまして、農道整備事業がありますので、農地整備課からご説明をお願いいたします。

## 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

説明者(古川農地整備課長) 農地整備課の古川でございます。今回の評価地区の農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業ということでちょっと長い名前ですが、一般的には農免農道という言われ方をしております。これについて説明をさせていただきます。

まず、事業の概要でございますが、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、いわゆる農免農道ということでございますが、事業の目的につきましては、農林漁業用揮発油税 財源の身替の措置ということで事業の財源は出てきております。

内容ですが、生産地から農産物集出荷所等の農業関連施設までの効率的な輸送体系の確立を行う。もう一つ、農村地域の生活環境の改善を行うという目的で、事業の内容的には地域の基幹的な農道の新設改良というようなことで実施をいたしております。

今回の大野岳 3 期地区につきましては、伊万里市の、ここが国道 202 号線で伊万里から

唐津のほうに向かっております。それと、緑色のところが主要地方道、これが一般県道ということで、ここの部分が大野岳という標高 425 メーターぐらいの山がございます。その中腹を連絡するような幹線的な道路ということで、この沿線には、南波多のふるさと村の近くにナシの選果場があります。それから、水留(つづみ)というところにブドウの選果場とライスセンターがございます。もう一つ、こちらの花房というところにもライスセンターがございます。これらを有機的に結ぶ基幹的な農道の整備でございます。受益面積が、田が94 ヘクタール、受益地が 208 ヘクタールということで、302 ヘクタールの受益面積を持っております。受益戸数が 245 戸、総事業費が 5 億 7,458 万 4,000 円ということで、事業は平成7年度から平成14年度にかけて実施をいたしております。延長が1,591メーターということで、この計画路線そのものは、この部分と、この部分が一体的に大野岳地区ということでございまして、事業採択の段階で、この部分が1 期地区、2 期地区ということで、赤の部分が3 期地区ということになっております。そういうことで、この事業に関連するということで農免農道の大野岳地区、それから大野岳 2 期地区、それからふるさと農道というようなもので実施しております。

今説明いたしました、これが今回の評価の地区でございますが、入り口の部分が大野岳地区、終点のほうが2期地区ということで、これが昭和63年度から、こちらが平成2年度から実施しております。もう一つ、ここに農協のライスセンター等がありますが、そこにつながる道ということで枝線をふるさと農道で実施をいたしております。ここにもライスセンターがございますが、ふるさと農道で実施して一体的に農道の整備をやっております。地区の状況でございますが、整備前は未舗装の道路幅が3メートルぐらいの狭い道で、そして勾配等も結構きつい状況になっておりましたが、幅員が5.5メートル、有効幅員ということで、道の端から端までの幅員が6.5メーターの幹線道路を整備しております。

その周辺の営農の状況でございますが、これが整備された農道でございます。その農道のわきの受益地にナシとか水田とかを耕作しておりますが、それらに営農車を近づけることができるというようなことでございます。これがナシとかブドウの栽培の状況でございます。

事業による環境の変化ということですが、整備された農道につきましては、もちろん、 農業用の道路ということで利用されておりますが、それ以外にも生活道路、あるいは集落 間の交流を促進する道路ということでも利用されております。実施前の状況は、こういう 狭い道で未舗装の状況でございましたけれども、実施後はこういう広い道をつくっており ます。その周辺では収穫されたナシやブドウなどを産地直売ということで、「松ちゃん農園」 というようなことで平成 15 年以来、ずっと販売をされております。営業期間が毎年 7 月から 10 月ぐらいまでです。

事業(農業)を巡る社会経済情勢の変化ということで、伊万里市の変化の状況でございますが、伊万里市の変化の状況につきましては、平成7年と平成17年を比べておりますが、総人口、それから農業就業人口ということで減少しております。それと、65歳以上の割合

というのが増加いたしております。それと、経営規模の状況でございますが、3 ヘクタール以上の部分で平成 7 年と平成 17 年を比べますと、若干ふえてきているということで、周辺で担い手への農地集積等も進んできているというような状況があると思います。

ちなみに、伊万里市の農業生産の状況でございますが、伊万里市は約 100 億円の農業産 出額があります。この中で一番大きいのが畜産の関係で約 42 億円程度です。あと、果実が ナシ、ブドウで約 20 億円。それから、米、麦、豆類ということで約 18 億円というような ことで、畜産と果樹関係が農業生産額としては大きい状況になっております。

4番目に、事業により整備された施設の維持管理状況ということでございますが、維持管理については、現時点では伊万里市が直営で草が伸びてきたりなんかしたときに不定期的に除草作業を実施しているというような状況でございます。

それと、ここには出しておりませんが、路面が穴があいたりするというようなことがあったときは、伊万里市とか業者に頼んで部分的に補修をするというような維持管理が出てきております。

それから、実施後の県民の意見ということでアンケートをとっておりますが、よかった点としましては、大型営農機械が利用可能となったというようなこと。それと、受益地周辺の道路が大雨のときに冠水したりしますので、その冠水時の迂回路としてもこの農道が利用されているということ。それから、近隣の町へのアクセスが容易になったというようなことが挙げられております。

また、悪くなった点としましては、道が通りよくなったものですから暴走族が入ったり するような状況も生じてきている。それから、ごみの不法投棄が見られるというようなこ とがあっております。

事業の効果でございますが、事業の直接的な効果としましては、本農道の整備によりまして、農業の機械化、走行費用節減効果、農道の舗装をしてないところを舗装したというようなことで、果物、ナシ等の荷傷みの防止などが農業生産の効果として出てきております。それと、農業生産性の向上とか、あるいは農産物の流通の合理化に大きく寄与しているということ。もう一つが事業の間接的波及効果ということで、本農道事業による農業振興の補完的な役割。また、認定農業者も増加しておりますし、大型営農者が通行可能というようなことになっておりまして、沿線に畜産関係の飼育場も増加してきております。

事業の直接的な効果としての例でございますが、これは水稲の場合を示しておりますが、ここに長尾集落とか原屋敷集落がございますが、この農道ができる前は、黄色い、狭い道を利用するなり、それから、大きい県道、国道を利用してライスセンターに持ってきておりました。それから、長尾につきましても、この狭い道を通りまして、このライスセンターに持っていっておったというようなことで、それが、この農道ができたことによりまして、この農道を使って直接的に農業用の施設に行けるということで、距離が 0.2 キロ、1.5 キロということで短くなったという効果があります。

もう一つ、ナシでございますが、ナシにつきましては、計画している沿線沿いにもとも

とナシ園がございまして、こういう狭い曲がりくねった道を利用してナシの選果場に出荷等をやっておりましたが、この農道を利用することによって走行的には 0.8 キロ、0.4 キロというような走行距離の短縮ができているというような状況でございます。

それと、間接的な効果としましては、認定農業者の数が伊万里市全体としては平成7年度と平成20年度と比べてみますと221人増加しておりますし、農道の受益の町、南波多町ではゼロだったのが69名というようなことで、これは農道だけの効果じゃないですが、間接的な波及効果もあったんじゃないかなというふうに考えております。

それと、先ほど言いました南波多の畜産の状況でございますが、畜産も農家戸数は減っておりますが、1 戸当たりの農家の飼養頭数等につきましてはふえてきていると、27 戸で2,400頭が2,600頭ぐらい飼育できるようになってふえてきているというような状況があります。

地域住民とのかかわりにつきましては、先ほども説明しましたが、受益地内にこういう 直売所ができたりしております。ナシの選果場の南の市道を利用しまして生産者と消費者 のふれあいの場ということで、「フルーツの里ロードレース」というようなものが行われて おりますが、これはたくさんの方が見えて、こういう農道沿線での買い物等にも見えてお られるということでございます。

今後の課題としまして、維持管理に関して3つの課題が見られます。

まずは維持管理の継承でございますが、担い手の減少や農業従事者の高齢化などが進行 しておりまして、そういう中で適正な維持管理が後世に引き継がれるような体制の整備が 必要であるというふうに考えております。

また、維持管理の費用の節減ということでは、維持管理の費用の増大が懸念されるということから、施設の長寿命化、あるいは更新時期等の検討を行ってライフサイクルコストの節減を図ることが重要であろうというふうに考えております。

もう一つが維持管理の体制でございますが、この農道も生活関連で多目的な利用が考えられるということから、伊万里市では地域住民参加型の維持管理方式ということで、アダプトシステムというようなことで維持管理体制を構築していきたいということで考えられております。アダプトシステムにつきましては、市民などがボランティアとして公共施設の里親となって環境美化に対する意識の高揚を図って、市との協働によって地域活動を推進していくというようなことでやっておりまして、今、伊万里市では農道の維持管理はこのシステムは使っておりませんが、地域の公園等にこのアダプトシステムを使って、そしてボランティアとして維持管理をしていただいております。それを農道にも持っていきたいというような考えで進められております。

新規箇所評価、再評価への反映、あるいは改善点等でございますが、農道の長期にわたる機能保持を図るためには、維持管理が重要であるというふうに考えております。今後の 農道の営農上の利用促進はもとよりでございますが、事業完了後の維持管理についても、 さらに地域住民と協力しながらやっていけるようにということで、事業の計画段階から地 域内で話し合いをしていただき、先ほど言いましたアダプトシステムの管理の仕方などに スムーズに移行できるようなことが必要ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

荒巻委員長 どうもありがとうございました。何かご質問がありましたらお願いします。 古賀委員 農業農村整備事業が約20ぐらいあるわけですね、今回の評価で。その中で特 にこの場所だけが、いわゆる施設維持の管理状況が「C」になっています。ほかのところ はなってませんよね。特にここがひどいというのはどういうことなんでしょうか。

説明者 今説明しましたように、ちょっと言うと支障が出た段階だけで草刈り等をしているというようなことで、よその地域よりも維持管理の頻度等が少ないというようなことでございます。

古賀委員 大体同じような状況だと思うんですけど、ここだけ特に…。

説明者 ちょっと山手の部分というようなこともあったりしておりますし、草が生えるのが早いということもあるかもしれませんけどですね。そういうところでよその地域よりも管理の面では若干劣るんじゃないかなというようなことです。

古賀委員 そしたら違う体制をとらなきゃだめですね。

説明者 市のほうも農道とかなんとかもいっぱい整備しておりますので、市だけではなくて、住民の方にも一緒になってやってもらうというような方法をとろうということでアダプトシステムというようなことを進めていくということでやっております。

古賀委員 もう既にそういう機運は出てきているんですか、住民に。

説明者 ただ、それでやりますというような進んだところまではまだ至っておりません。 古賀委員 わかりました。

鳥井委員 事業の間接的波及効果の中で認定農業者数が増加しているというご説明がありまして、数字も少し出ていたと記憶しておりますが、その後の数字かなんかで再度ご説明をされてらっしゃいますよね。どこで数字がふえているんでしょうか。

説明者 伊万里市全体では、平成7年度と平成20年度を比べてみますと、認定農業者というのが44名から265名になっておるんですよ。

鳥井委員 今、派遣切りだとか雇用情勢が非常に厳しい中で農業が見直されているので、例えば、この数字が後継者でふえたものなのか、もしくは移り住んできたのか、そこら辺まで...。

説明者 ほとんど後継者です。移り住んできた方も何人かおられるということでした、 南波多に、佐世保のほうから。

鳥井委員 じゃ、後継者がふえているというのがこの数字にあらわれているということですか。この数字の中身は...。

説明者 後継者ばっかりじゃなくて、認定農業者そのものが、農業経営の改善、それから意欲的に農業者が取り組んでいくというような者を市が認定したりしておりますが、それは今までやってきた方も認定されておりますし...。

齋藤委員 認定農業者がふえたと。今までは認定されない方々はたくさんいたんだけど、 認定される人がふえてきたということですね。

説明者 よそから来て農業をやったという方も何人かおられるということを聞いています。

鳥井委員 じゃ、今後、農業者数がふえるということも予想されるというふうにとらえ ていらっしゃいますか。

説明者 直接的な部分じゃない...。

鳥井委員 あくまでも間接的なんですね。

説明者 はい。営農しやすくなったから、そこで定着させるしやすさが出てきたという のはあると思います。

荒巻委員長 ちなみに、認定農業者というのは何ですか。

説明者 ここに書いておりますけど、農業経営の規模拡大、それから集約化、複合化などをやって農業経営の改善に向けて意欲的な農業者ということで伊万里市が認定するものです。

荒巻委員長 これは伊万里市独自の制度ですか。

牟田本部長 どこでもありますけど、市町によってその基準を定めておりまして、例えば、ある町では農業所得を 1,000 万円以上を目指す人を認定しますとか、伊万里では 800 万円だとか、土地利用型では 10 ヘクタール以上を目指す人とか、そういういろんな決め方があって、要するに、農業で生計を立てるだけの所得を上げるんだというのを計画を立てて、それを実行している人ということです。

愛野委員 農林漁業用揮発油税が主に使われているんですか。

説明者 そうです。これは農業者がガソリン等を利用するときには、免税のかわりにこういう事業をやることによって還元するというようなことでやっておりますが、揮発油税 そのものの財源から持ってきてこの事業に充てるということじゃなくて、その見合い相当分を一般財源から確保して、そして事業実施に移すというような。

牟田本部長 話題になったガソリン税は、あれは特定財源になっておりますので、ほとんど国道、県道、市町村道、いわゆる道路法上の道路の整備に特定財源として充てられていたんですよ。農業用の機械、トラックあたりは、国道、県道を通らなくても税金がかかった油を使われているので…。

愛野委員 目的がはっきりしているわけですね。それで身替というふうに...。

牟田本部長 そうです。だから農道をつくってあげましょうと。

説明者 漁業用もあります。

愛野委員 聞き慣れないですね、身替なんて。

説明者 農免農道という字がその中に入ってないもんですから。

牟田本部長 圃場の中だけで動く機械は免税措置すれば免税してくれるんですけどね。 荒巻委員長 ほかにどうぞ。 川本委員 伊万里市で市民がボランティアとして公共施設の里親となってと、こういう 場合はボランティアは本当の無償のボランティアですか。

説明者 今、無償でやっております。ただ、例えば、草を刈るとかなんとかいうことになると、草刈り機の燃料代なり草刈りの歯とか、そういうものが必要だろうということで、そういうものは要望されれば支給するというようなことで考えておられます。

川本委員 年齢的にはどのくらいの。

説明者 年齢は、何歳から何歳ということではなくて、地域の方で、公園だけを今やっていただいておりますけど、そこは地域の方でということで、掃除とかなんとかですから、そう若い人が必要ということではないです。

齋藤委員 この間、山火事で亡くなられたように、あんまり高齢者はいかんですよ。

説明者 農家は方は大体草刈り機を持っておられますからね、そう高齢者の方がやられるということはないのじゃないかと思います。

荒巻委員長 ほかにありませんか。

愛野委員 幅員のBというのは何の略ですか。Wでしょう、普通。ワイドのWじゃだめなんですか。

荒巻委員長 それじゃ、皆さんにお聞きしてますけれども、先ほど、古賀委員さんからも話がありましたが、ここだけ「C」という形、維持管理状況が必ずしもほかのところよりもちょっとまだレベルが低いと。

もう一つ、思い切ってつくられたなと思うんですけど、社会文化環境の 27 番の「C」と、それから 32 番の「C」、社会文化環境が「C」だと判断された、今回、1 つだけとってくださいと言っていますので別に構わないんですけど、これはどういう状況でこういうふうに判断されたか教えてもらえますか。

説明者 半田宇木の場合は、路線が 2 つの集落を結ぶ路線になっておりまして、そこに 集落間の交流が深まって交通流入がふえて交通に対して今まで以上に注意が必要というこ とで、集落に入ってくる車の量がかなりふえているというようなことで注意が必要になっ たということで、これは社会文化の...。

荒巻委員長 昔ののんびりした環境が壊れてきたというようなニュアンスがおありになるんですね。それもちょっと悪い点として認めておこうと。

説明者 それともう一つ、曲川南部ですが、これも舗装して走行性がよくなったという ことで集落に一般交通が入り込んできたということです。

齋藤委員 それはやむを得ないですよね。

説明者 ただ、地域の方が、こちらでも言いましたように、ごみが投棄されるようになったとかですね、そういう部分では。

荒巻委員長 一つの、こういうふうに開かれたときの負の面というか、安全性の問題であるとか、環境に対するマイナスの部分があることも認めておこうということですね。わかりました。

ほかによろしいでしょうか。 それでは、今のご説明で、いわゆる農道というところの部分については終わりにしたいと思います。

皆さん方のご協力で早めに進んでいますので、休憩にしたいと思います。 どうもありがとうございました。

(休憩)

荒巻委員長 再開させていただきます。

4番目に説明される事業としては、通常砂防事業ということで河川砂防課のほうからご説明をお願いいたします。

## 通常砂防事業

説明者 河川砂防課です。よろしくお願いします。

事業名は、横田川の通常砂防事業です。場所ですけれども、唐津市浜玉町大字東山田字横田上地区でございます。西九州自動車道からちょっと上流側の山のほうに入ったところの危険渓流でございます。水系名は2級河川の玉島川水系横田川、流域面積は1.78平方キロメートルの小さい渓流でございます。写真をつけておりますけれども、流域はかなり荒廃している状況でございます。

平面図ですけれども、事業概要、事業期間は平成 11 年度から平成 14 年度まで、総事業費が 2 億 6,900 万円、保全家屋として 17 戸、計画安全率は 100 分の 1 です。

中心部に砂防堰堤、本堤と副堤ををつくりまして土砂を捕捉していきたいと。計画堆砂量として2万1,200立米を計画しております。

これは構造図です。こっちが正面ですけれども、ダム高が約14メートル、ダム長が55.4メートル、風倒木も捕捉するということで鋼製スリットをつけております。総コンクリート量としましては4,360立米を実施しております。

これは現況写真です。左側が下流から砂防堰堤を臨んだ写真です。右側が左岸側から砂 防ダムを臨んでいる写真でございます。

これが上流側の堆砂状況です。完成して 5 年ぐらいですから、これほど大きく堆砂はしていませんけれども、こういう状況になっております。

下流域の状況は、保全家屋がここにありまして、土石流が発生すれば氾濫想定区域として公民館とか家屋があるという状況でございます。

これは、砂防事業だけじゃなくて、上流には治山事業による治山ダムがあって、連携といいますか、全体でこの流域の土砂流出を防ぐということをやっております。

パワーポイントとしてはこれだけですけれども、砂防事業の目的は、荒廃して流域に土砂が流出しやすいところに対して砂防ダムをつくりまして土砂の流出を防止するという目的でやっております。直下流には家屋はないんですが、400 メートルぐらい離れたところに

は保全家屋が17戸ぐらいあると。一たん、土石流が発生すると、土石流災害というのは人命と直結する部分がありますので、未然に土砂災害を防止するという目的で砂防えん堤を実施するという目的になっております。これは14年にできておりますが、18年に、相知町に田頭という渓流があるんですけれども、そこでかなり大きな土石流が発生しました。そこでは人命被害はなかったんですが、人家が3戸ぐらい流出しております。18年は結構ひどい雨が降りまして、こういう被害が発生したと。たまたまこの地区は、18年に雨は降ったんですけれども、そういう土石流は起きてないという状況でございます。

評価書の中に「事業による環境の変化」ということを書いておりますが、渓流を横断してダムをつくるということで、一つには、環境ということで見た場合に魚の遡上が少し阻害されているという部分がございます。ただ、工事に着工する前に佐賀県版のレッドデータブック等で希少種はいないということで特段の対策はやっておりません。対策を講じるような希少種はいなかったという状況でございます。

工事したすぐは、どうしても周辺を掘削するものですから地肌が見えたりするんですければも、5年ぐらいたつとこういうふうに、自然のままですけれども、雑草といいますか、緑化といいますか、周辺とはそれなりにはなじんでくるという状況かと思います。

事業の効果、効果というか、この渓流では大きい土石流が発生していません。一たん発生すれば、これが捕捉するんでしょうけれども、そういう現象は今までのところ起きてないという状況でございます。

県内の土石流危険個所が約 3,000 カ所ほどあります。すべてにこういうハード対策は、順次やってはいるんですけれども、どうしても追いつかない部分がございます。最近、ハードと並行してソフト対策といいますか、危険だという情報を流して、極端に言えば逃げてもらうという対策をやっております。最近、ハードと並行してそういうふうに、予防が追いつかないものですから、逃げてもらうという言い方は悪いんですけれども、そういうふうなソフト対策というのが重要になってきているということでございます。

維持管理等については、コンクリート構造物ですから特段は要らないと。ただ、雨の後とか大きな地震があれば、地震はあんまりないんですけれども、職員で随時監視するということはやっております。

地元からの要望があってやった事業ですから、これについて地元からどうこうという意見は特段出てはいないところです。

今後、大規模ダムとは違うんですけれども、魚とか環境に少し影響を与えることは間違いないですから、今後は透過性の高い砂防ダムを、魚が行き来できるようなことも検討していきたいと考えております。

以上でございます。

荒巻委員長 どうもありがとうございました。何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

齋藤委員 単純な質問かもしれません。地元にあんまり関係ないようなダムと言われま

したけど、大きな災害がここはあったんですか。

説明者 これは災害未然防止になります。要するに、渓流が荒廃しておって流れやすい 土砂があると。一たん雨が降って安定感が崩れれば土石流としてばっとくるわけですね。 それが下流の人家に影響を与えると。それを防ぐために事前にこういう砂防えん堤、砂防 ダムといいますけれども、つくって、一たん土砂が流れてくれば、それを捕捉する。ここ に土砂がたまるんですよ、流れてきたきた土砂ですね。それを捕捉するための砂防ダムで す。

齋藤委員 それはわかりますが、危険度というものの順位、ランクづけというのがあると思うんですね、3,000 ぐらいあるとおっしゃる。その中でも一番危険な場所なんですか。 説明者 一番というか、ある程度優先度の高い場所からやっています。3,000 カ所、危険順位をつけています。勾配とか流域面積とか、その中から優先度の高いほうからやっていくと。ただ、どうしても地元の協力が要るわけですね、用地買収とかやりますから。そういうのを見ながらやっていくということになります。

齋藤委員 それと、工期の件ですけど、当初工期、変更工期が同じ年数になっていますが、これは何で2つわざわざ書いてあるんですか。

事務局(溝口) これは工期が変わった場合を想定して、当初、変更というものをもともと様式として入れていたので、ここは当初計画どおり、11 年度に始まって 14 年度に完了したということで、たまたま同じ年数を入れているというだけです。

齋藤委員 同じでも入れるんですね。私は、変わるときだけ入れるのかと思いました。 荒巻委員長 ほかにどうぞ。

村田委員 どうしても自然環境から見ると、川の中、いろんな生物がね。それで、最後にご説明があった透過型の堤なんて、どんなものなんでしょうか。

説明者 一番下に穴をあけておくわけですね。そしたらある程度行き来できるということです。ただ、そうした場合に、直下に家屋等があると、ちょっと危険があるわけですね。だから、場所によってはできない、すべてがそうできるかどうかわからないんですけれども、できるところはそういうふうな構造でやっていくと。極端に言えば、スロープをつけるという方法もありますけれども、スロープで魚がのぼるかというと、そういうこともないでしょうから。一番いいのは下層に沿って穴をあけるというのが一番いいんでしょうけれども、全部が全部できるかというと、そうでもないケースもあるかと思います。

齋藤委員 ふさがってしまうでしょうね。ダムなんか、側道をつくってありますよね、 魚が回遊できるように。

説明者 そうですね、階段式にしたりとかですね。

荒巻委員長 ほかにどうぞ。

鳥井委員 今後の課題の中に危険個所が 9,532 カ所も県内にあるということなんですが、 大体何%ぐらい、今、危険なところをこうやってつくられているんですか。

説明者 大体まだ 25% ぐらいしかできていないです。

鳥井委員 じゃ、4分の3はまだ危ないということですか。

説明者 雨が降れば絶対、土石流が起きるということではないんですけれども、危険箇所ではあるというのがまだ残っています。さっき言ったようにハードがなかなか追いつかない状況です。4~5年で1カ所終わります。ただ、1カ所当たり2億円相当かかりますからなかなか追いつかない状況です。だからさっき言ったように、変な言い方ですが、もう逃げてくださいというのが一番現実の話です。そういう対策を現実的にやっております。すぐ情報を流して、一定の雨が降って危険度が、流域内に雨が降って充満すると、すぐ家屋の中に逃げてくださいというのが現実的な対策です。

愛野委員 普通、安全を守るためには公助、共助、自助という 3 つの方法があるんですけれども、ハードでやる場合は公が守ってやるという制度なんですけれども、財政も相当厳しいので、とてもじゃないけど、できないです。じゃ、次の手段として共助、皆さん方で助け合いましょう、あるいは自助、自分で逃げるしかありませんなというような、そういったものをあわせていかないと一朝一夕ではできないと、そういった部分がありますね。

鳥井委員 そうすると、そういうことがホームページ上に載るのであればですね、危ないよということだけだと不安なので、あと 4 分の 3 は非常に危険な箇所で公共事業ができていないので、共助、自助ですね、危険なところを回避するようにという文言をつけ加えられると不安じゃないのかなと思います。

荒巻委員長 どうもありがとうございました。

愛野委員 ここ数年、雨の降り方というのは、ゲリラ雨というのが結構降るようになったんですけれども、県として集中豪雨の頻度について、危険個所がさらにふえていくというような認識とか、そういうのはどうなんでしょうか。

説明者 箇所は危険箇所としてとらえていますけれども、危険になる場合が多くなっていると把握しています。実は、データ的にもここ 10 年ぐらいは、20 年ぐらい前までは、例えば時間雨量 50 ミリとか 60 ミリの雨が降る頻度が年何回というのが、今、一・何倍とかになっている状況です。データが集まるということもあるんでしょうけれども、一つは温暖化というのもあるというような検討結果があります。頻度が高くなっている、雨の降り方が変わってきている。集中的に降る、そして、突発的に場所がわからないところに降るということがあるから、そういうことを踏まえて。だから、危険個所というのは地形で危険箇所ですから、雨が降れば、それは危険なわけですね。だから、危険になる状態がわからないときに、特にゲリラ的に降るということは認識しています。だから、なおさら、的確に迅速に情報を与えて、ハードはしていくんですけれども、それと同時に周知といいますか、情報提供、そして避難勧告、警告を迅速にやっていくということがこれから大事になっていくという状況です。

荒巻委員長 ほかにありませんか。

単純な話を聞きますけど、1回使ったものは、もう使えなくなりますか、砂防ダムというのは。もともと原理的にそういうことを確保してつくるものですか。

説明者 1回埋まってしまえばですね。それはまた掘れば使えます。

荒巻委員長 掘るかどうかと。

説明者 掘ることもあります。

荒巻委員長 掘ったほうがコストが安くなる場合には掘るということもあると。

説明者 昔から、埋まってしまえば、旧の上にまたダムを・・というやり方もあるんですが、やっぱり掘ったほうがまた使えると。ただ、使えなくなってしまうケースがあるんですね、あと倒れてしまうとかでね。そういうのはだめですけれども、2年ぐらい前でしたか、宮崎で大分降って結構ダムが埋まったんですが、その後掘って活用するということをやっております。本県でも、そういう状態になれば、それも一つの検討課題というふうに考えています。

川本委員 佐賀は山がそんなに深くないじゃないですか。森林の荒廃とか、雨の量もそうでしょうけれども、そういうこともあって逃げてくださいみたいな段階に今きているとすれば、山の深い他県のことが参考になったりというようなことはないんですか。熊本とか、山の深い県がありますよね。そういうところのことを事業の参考にするということは考えられるんですか。これだけあって、さっきおっしゃったようにエンドレスで次々だと、あと、何十年後に終わるかわからないという段階の中で、でも、山の中に住んでいる方で、今、後継者も少ないでしょうし、じゃだんだん限界地域じゃないですけど、地域を閉めるとか、もうそういうこともだんだん考えていかなくちゃいけないときにきてるんじゃないですか。逃げてくださいは、ちょっとあれですね。

説明者 逃げてくださいというのは表現が悪いんですけれども、全国的にも同じような 状況です。日本は山が多いわけですね。こういう状況はもう全国同じような問題です。だ から、どこも何千カ所も危険箇所があって整備が進んでいない。だから、どこをどうする かということは、さっき言ったようにソフト対策、情報収集で対応するという部分が、こ れはもう全国同じような動きです。

川本委員 先進県とかはないですか。

説明者 先進県というのは、九州では大分とか鹿児島とかは進んでますね。整備も進んでいるし、危険指定区域、法で指定するんですね。だから、そこについては法指定してしまえば、極端に言えば家を建てられないと。そこはもう家を建てんでくれというふうなこともやっています。全国的には長野県は進んでますね、要するに土石流災害が多かったところ。全国から情報が来ますから、うちの県で検討できる分については検討していくというふうなことをやっています。

荒巻委員長 これから先、今度は間伐だとかいろんなところでますます、間伐をきちっとしておかないと、この危険地区をますます増加させる方向に動いていく可能性があるというふうに皆さん指摘されているわけで、砂防という形でやると同じように、先ほどおっしゃったように治山という形でやるというようなこともおっしゃってますよね。だから、非常に大きな、全体を見通した形で、先ほどおっしゃったように雨は強く降る可能性があ

る、ゲリラ的に降る可能性があるということは事実として出てきていますので、全体として治山治水といいますか、それをどういうふうにやるかということがもう少し県民の皆さん方にわかるように。

この砂防工法というのは、日本が世界に誇るすごい技術なんだけれども、評判が悪いという点でも世界に誇る技術なんですよね。すなわち、何でそんなことをやるのかと、逃げたほうがいいじゃないかというような話があったり、何万カ所という日本のあれがあるものだから、土木は必死になってそれを守ろうとするんだけれども、この砂防という技術は両方の側面を持っているので、世界に冠たる技術であると同時に、世界で一番評判の悪い技術でもあるというようなことがあるので、ぜひこれだけすぐれている技術なんだけれども、山の保全であるとか、いろいろなところと共同して県としては説明されたほうが、これだけやっているよというと、それだけではないんだけれども、そういうふうに見えてしまう可能性があるので、ぜひトータルにご説明いただければというふうに思います。

ほかに特になければこれでお認めいただいてということで、この話題を終わりにしたい と思います。どうもありがとうございました。

続きまして、伊万里川総合開発事業ということについて、水資源対策課のほうからお願いいたします。

事務局(中村副課長) 先ほどの農免農道の道幅、Bの話ですけれども、「ブレス(Breadth)」という言葉があるそうです。その頭文字の「B」ということです。

## 伊万里川総合開発事業

説明者(水資源対策課長) 水資源対策課の課長の江口でございます。都川内川ダムの建 設事業の事後評価の説明をいたします。

この写真は、平成14年5月に完成した都川内ダムの航空写真でございます。

事業計画の一般図ということで、位置関係を言いますと、これが伊万里川の本川でございます。その支川の、これが古賀川でございます。これに流入する都川内川の上流にダムを建設しておりまして、主に伊万里市の工業用水の確保を目的とした事業でございます。この工業用水によりまして、SUMCOの工場拡張、あるいは日本水産及び中国木材の誘致が図られまして、雇用の増大など大きな経済効果を生んでおります。

工業用水を川から取水する地点は、ダムから補給水が取れる古賀川の合流地点下流の堰から取水しまして、鶴の飛来が確認されている長浜干拓近くのSUMCOや伊万里湾大橋のかかる伊万里工業団地のほうに給水をしております。

また、治水対策の効果としましては、ダム下流の古賀川の洪水被害の軽減と、流水の正常な機能の維持を目的としてダムの建設を行っております。

事業に取り組んだ背景でございます。ここに紹介しておりますような洪水被害とか、あるいは渇水被害を契機としまして、また、伊万里湾を中心とする開発計画には、誘致する工場などに必要な工業用水が不足することが懸念されておりまして、新たな工業用水の確

保は緊急的な課題となっておりました。このような背景から都川内ダム計画に着手しております。

都川内ダムの事業期間でございますけれども、平成3年から14年まで12年間でございます。ダムの大きさにつきましては、高さが31メーター50、天端の長さが199.6メーター、ダムのボリューム、堆積が5万2,600立米でございます。湛水面積は0.12平方キロメーターでございます。有効貯水量は111万トンとなっております。洪水調節容量が11万トンで、有効容量外として堆砂が2万トンほどございます。

なお、最終の事業費でございますけども、最終事業費の 90 億 6,000 万円のうち工業用水の貯水容量 93 万トン分の費用につきましては、事業費の 70.4%、金額にして約 64 億円ですけれども、その金額を伊万里市が負担しております。

都内川ダムの機能について説明いたします。洪水調節は、おおねね30年に1回の大雨を想定して計画しておりまして、ダムの流入量が毎秒11トンのときに、そのうち10トンを貯留することで古賀川下流での洪水量100トンを90トンに低減させるという効果を持っております。

次に、河川と工業用水への補給についてですが、このダム上流の流域面積は、0.47 平方キロメーターと規模は非常に小さく、目的の補給水を集めるには小さ過ぎるために、隣に杏子川というのがありますけれども、この杏子川から分流しましてトンネルでダムに貯留しております。

事業の効果でございます。洪水調節に関しましては、ダムの運用開始後の最大降雨は、平成 18 年 9 月 16 日の 10 年に 1 回程度発生する大雨でございました。この際のダムへの最大流入量は毎秒 5.3 トンで、そのうち 4.3 トンをダムに貯留して 1 トンの放流を行っております。このときの古賀川の水位が下がった効果はほぼ 10 センチでありまして、そのときの古賀川が満水状態であったというふうに聞いておりまして、その 10 センチによりまして越水しないそれなりの効果があったというふうに考えております。

それから、工業用水に関してでございますけれども、事業完了直前の平成 13 年度から 20 年度の雇用の伸びは表にもありますが、約 900 人の正規従業員の新たな雇用を生んでおります。

また、参考ではありますけれども、伊万里市全体の工業出荷額は、平成 13 年から 17 年の伸びは約 950 億円を示しておりまして、ここに上げているこられの企業も貢献をしているものというふうに考えられます。

なお、ダムにより増量された工業用水の使用量は、平成 18 年以降はほぼ完売状態でありまして余裕はないというふうな状況になっております。

次に、ダム湖の利用についてでございますが、都川内ダムは伊万里市の市街地からそんなに離れていないということがありまして、ダム湖の利用はほかの県営ダムと比較すると多いのではなかろうかというふうに想定しておりました。ことし1月平日の8時半から17時までの利用者を調査したところ、気温はやや低めで、それから雨模様の日であったにも

かかわらず、ひと月のウイークデーの平均利用者数は 45 人もの利用者がありました。また、この時間帯以外も散策などをする人も多いというふうに聞いております。 しかしながら、利用者が多くなりますと、こういったごみの放置あたりも多くなってごみ問題を今後の課題として考えなくちゃいけないというふうなことです。

これはダム湖の水質でございますが、都川内ダムには環境基準値がないために北山ダムの基準値を準用して県の環境センターが観測しておりました平成 16 年から 18 年のデータで見てみますと、左の上のほうでございますけども、 C O D のグラフは総体的には減少傾向にありまして、3mg / L の基準値以内のほうに向かっていると考えております。

左下の全窒素でございますが、平成 18 年 3 月前後に一時期大きく上昇しておりますけど も、そのほかは基準値を超える値が幾らか見られますが、ほぼ基準値以内におさまってい るということです。

右上の全リンでございますが、問題なく基準値以内の観測値となっておりまして、窒素 と同じように、平成 18 年の 3 月前後にはちょっと高い観測値となっております。

この窒素とリンが一時期高くなった原因については、聞き取り調査をしても特定できなかったところですが、一過性のものというふうに判断しております。

今回の都川内ダムの事後評価のため、古賀川流域の上古賀と下古賀地区の代表者にアンケートを行いました。問 1 は過去の洪水被害の体験ですけども、半数の方たちが、何らかの被害を受けたことがあるという結果になっております。

それから、問 2 の過去の渇水の被害の経験も半数を超える方があるという結果でございました。この結果から、洪水被害だけではなくて渇水被害にも悩まされてきた地域であるということがわかりました。

問 3 ですが、ダムの完成後の洪水に対する意識の変化でございますが、約 8 割の方がダムの効果に期待しているということがわかりました。

問 4 ですが、ダム完成前後の自然環境の変化については、アンケートだけではなくて、区長さんの聞き取りも行いました。その結果、完成後に見かけるようになったものはブラックバスあたりをよく見かけるということでした。それから、ダム下流の河川の状況の変化は、ヨシが繁茂するようになったということでございました。なぜヨシが繁茂するのかということですけれども、ダムの洪水調節によりまして、洪水の勢いがダムでためる関係で勢いが若干弱まってヨシの根の流出とか、あるいはヨシ自身を転倒させることが少なくなったのが一つの原因として考えられるかなというふうに思っております。対策としましては、管轄の土木事務所、あるいは都川内ダムの場合は伊万里土木と連携をしまして、河川環境に配慮しながら適切な維持管理に努めなければならないと考えております。

最後ですが、都川内ダムの事後評価としましては、ダムの目的である洪水調節、あるいは工業用水の確保については、事業効果は発現しているというふうに考えております。

今後の課題としましては、ダム湖の利用者の多いダムをより利用しやすいものとするために、地元、あるいは伊万里市と一緒になって考えていきたいというふうに思っておりま

す。

また、ダムの利用者に自然な形でのダムのPRになるような仕掛けも考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

荒巻委員長 どうもありがとうございました。今のご説明に対して何かご質問がありま したらお願いいたします。

古賀委員 自然環境に「C」がついてますね。それはさっき言われたヨシが繁茂するということなんですか。

説明者 ヨシもありますけど、ブラックバスとか、そういうのがよく見かけるようになったということで、対策を講じるあれは今のところないですが、そういった変化に対して、ブラックバスとか、あるいはイノシシをよく見かけるようになったとか、そういう意見がございましたので、そういうことで「C」ということにしました。

古賀委員 ダムができてイノシシがふえたと、それはあんまり関係ないんじゃないでしょうか。今、イノシシはどこでもふえてますから。

説明者 そうですね。ダムができたからイノシシがふえたという因果関係は明確にはないと思うんですけど、そういう意見があったので、私どもも委員おっしゃるように、ダムとイノシシと、獣道とかがよけいできたというふうな、我々もわかりませんが、いずれにしても、地元の方がそういうふうな感じを受けると。

小野副本部長 都川内ダムの一番上流のところに公園みたいなものをつくってあるんですよ。そこのところがちょうど水遊び場みたいな感じになっています。そこにイノシシがいつも集まっています。水飲みだとか、そんなやつです。

愛野委員 111 万トンでしたか、その規模のダムとしては、総事業費というのは 90 億円 ぐらいということですが、これは一般的なんですか。

説明者をそうですね。貯水量から言いましたら大体平均的な金額です。

愛野委員 というのは、主に治水だとかそういった災害防止もあるんでしょうけれども、 工業用水の確保というのがありましたですね。これはいわゆる工業用の水を緊急に確保す るという意味合いがなかったら、もうちょっと小さいダムになることだったんですかね。

説明者 そうですね。確かに、全体 111 万トンのうち、工業用水で 93 万トンなので、かなり高い率なわけですね。

愛野委員 これは完売とおっしゃいましたね。ということは、さらに誘致企業とか工場 を確保した場合の工業用水の確保はなかなか難しいということですか。

説明者 これ以上ですか。

愛野委員 はい。

説明者 ここの川では、これが目いっぱい、実力いっぱい使っているという量ですね。 愛野委員 渇水のものは、当然、10 万トンかなんかとっておくわけですね。渇水対策と してはですね。 説明者 そうですね。ほかに洪水調節が11万トンで、あと堆砂が2万トンですから、もうそれでほぼ終わりですね。どちらかと言えば、このダムは工業用水を確保するダム、治水効果もありますけれども、主目的は工業用水を確保するダムですね。

荒巻委員長 ほかにどうぞお願いいたします。

齋藤委員 今、維持管理が思うようにできていない現状と、これは何か手当てができているんですか。

説明者 確かに、ヨシあたりの繁茂がふえたということで、100%満足いく維持管理というのはなかなかできないのが現状です。ただ、ヨシも下流の、こっちの佐賀平野の泥のところのヨシに比べれば、河川自身が砂利層ですので、そんなに大きくならないですね、茎がですね。ただ、茎がこちらと比べてそんなに大きくないということは、雨が降った場合には自然になびいてしまう、阻害を起こすわけです。しっかりとした茎だったらなかなか倒れにくいんだけれども、ダムからばっと流れた場合にはひにゃっとなってしまって、洪水に支障を与えるようなヨシではないんですけれども、いつもきんきらきんという形ではなかなか維持管理ができていないというのが実態です。

齋藤委員 基本的に水資源開発公団さんがつくられるのは公団が維持管理しますね、ダムというのは。こういう地方でつくるダムというのは、定期的に維持管理するような団体というか、地元とか、受益者とか、そういうのはないんですか。

説明者 それは地元と一緒になって地元の方にとか、そういうあれはここの場合、ないですね。

荒巻委員長ダム自体の管理は県がやるんですか。

説明者 県です。

荒巻委員長 問題は、周りの景観とか、それからいろんなところについて、今、齋藤委員がおっしゃっているように、地元との関係でダムを活かした何かをやっていこうというような動きはまだないということですか。

説明者 今のところ、まだそこまで、ダム周辺を利用して地元と連携してやるというふうな知恵は、ここに関してはまだないですね。

齋藤委員 せっかくこんなして回遊道路とかになっているならば何かの形で。鳥栖もアースダムですけど、非常に利用率が高いんですよね、堤体のところとかですね。だから、別に何もないけど、きれいにはしてありますもんね。だから、かなり散歩とか、ドライブとか、それから桜がきれいだとか、そういう意味では誇るべき河内ダムではないかなというふうに思いますけどね。

説明者 確かに、今、委員おっしゃるように、地元のいろんな団体さんと連携して、せっかくな湖面の有効活用を図るということも今後必要でしょうね。

齋藤委員 そうですね、もったいないですもんね。

説明者もったいないですね。空間をですね。

荒巻委員長 ほかにありませんでしょうか。

先ほど、利水をするとき、いわゆる取水をするときに杏子川から古賀川に大体どれくらいの割合で取っておられるんですか。下流必要量というのは、どうやって確保されてるんですか。

説明者 杏子川からは、数値的に言えば、最大毎秒2.8トン以内ということで...。

荒巻委員長 下流必要量というのは、2.8 トンは最低流そうというふうに決められているんですか。

説明者 時期によって、6月下旬の代かきがありますよね。そういうときには数値的には 毎秒 0.07 トンとか、あるいは 6 月の後半から 10 月まで普通かんがい期といいますけど、 そのときには 0.009 トンとか、あるいは 10 月、台風時期が過ぎて翌年の 6 月、いわゆる非 かんがい期ですね、雨が降らないときには一番少ない 0.003 トン、杏子川から水を引くと いうこと。1 年を通して代かき期、あるいはかんがい期、それから非かんがい期に量的には 少なくなりますけど、年間を通して杏子川からの水を引っ張って、いわゆるダムがいつも 満杯状態になるように、逆に足らないときには杏子川のほうから 1 年かけて、時期によって取る量が違いますけれども、補給をするという形にしております。

荒巻委員長 今、課長さんが言われたのは、杏子川から取る量ですか。 杏子川に流す量ということでいいですね。そして、取っていく量が大体どれくらいで変動しますか。

小野副本部長 私は、実を言うと杏子川の下流に住んでおりまして、地元説明の話では、 通常は取りませんと。雨が降ったときに、要するに堰とかをとめていますが、そのオーバ ーフロー分をダムのほうにもっていきますという形になっております。

荒巻委員長 そうすると、低水時はなし、洪水時、高水のときだけ…。

小野副本部長 洪水時のときだけ水を入れる。

荒巻委員長 例えば、分ける、分派という感覚とはちょっと違う。いわゆる上カットみ たいなものだと思っていいですか。

小野副本部長 そういうふうに地元では説明されています。実際につくるものも、堰が あって、その上の部分から水路で。

荒巻委員長 分派というのはなかなか難しくてね、結局、権利関係だとか自然環境との関係とかということだから、言われたみたいにここから流れていく量、堰があって流れていく量の、これ以上は普通の水よりもはるかに多いところからとっていくということを言わないと、なかなか難しいだろうなと思って聞いていたんだけど、いわゆる高水カットみたいなものですね。

小野副本部長 オーバーフロー分を運ぶようにされております。

荒巻委員長 わかりました。結構長いから、杏子川から伊万里川に渡って湾に入ってい くまでの間の河川環境といったら相当問題ですよね。そこをとってしまうとね。

小野副本部長 実を言うと、杏子川そのものは谷が薄いので量がちょっと少ないんですよ。

荒巻委員長 しかし、いわゆる古賀川よりも…。

小野副本部長 よりも多いんですけれども。

荒巻委員長 古賀川が多いんですか。

小野副本部長 古賀川よりも杏子川のほうが多いんですけども。

荒巻委員長 現地視察をこの委員会でやったところなんですよね。現地視察で見ているんですよ、分派するというようなことを見ているんですけど。だから、我々にとって初めての経験で、いわゆる流域を変更してとってくるダムというのはもめるんじゃないかなと思った理由がそれなんですよ。もめるよねって、これはきっと。だけど、お互いで合意をし合って、高水のときに、杏子川も、それから古賀川のほうも、いわば治水効果があると、高水カットのようにしてもってくればということで。こういうダムの形式が、水が非常に少ないところでは、こういうダムを1つの川だけでやるんではなくて、2つの川から集めてきて貯水すると、そういう効果のことを説明があって、おもしろいなと思ったんだけど、一番のネックになるのは、多分そこの、「下流必要量」と書かれたところがね、どういう合意形態になったんだろうかと思って。

ほかに何かありませんでしょうか。よろしいですか。このダムは、先ほどおっしゃったように、8割か9割ぐらいは利水ダムですね。ですから、伊万里の発展というか、そういうものを支えているという点では大きなダムであることは間違いがないし、個人的なことを言いますと、私、40歳ぐらいのときに、あそこの土地が全然売れなくて困っていたときに、やっとSUMCOだとか日本水産とかいろんなものが出てきて、そのときに一つの資源の水というものが売りになり得たということで、ほとんど100%売れたでしょう、あそこの土地。やっと伊万里が動き出したという感じで、ネックになっていた水が少しとれるようになったのかなと思って聞いていましたけど。それでは足りないので、今、SUMCOに河口堰をつくってやるという、何百億かのお金をつぎ込んで伊万里さんが水を一生懸命つくっておられるんだと思いますけどね。この地区にもうちょっと水があれば発展する可能性があるんでしょうけど、それがネックになってしまう可能性は十分ありますね。

説明者 これ以上は無理ですね、河川の実力からいって。

荒巻委員長 ほかになければこれでご説明を終わりにしたいと思います。ダムは 1 個だけですよね、江口さんの担当は。

説明者 はい。

荒巻委員長 だから、これを判断すればいいだけですね。わかりました。ありがとうございました。

引き続き、次の事業についてご説明をお願いいたします。

次の事業は生活環境保全林整備事業、森林整備課の方からご説明をお願いいたします。

#### 生活環境保全林整備事業

説明者(箕輪森林整備課長) 森林整備課の箕輪でございます。よろしくお願いいたします。 生活環境保全林整備事業、嬉野地区というところでございます。場所は嬉野市の嬉野町 大字岩屋川内地内ということでございまして、嬉野市街地から南に 6 キロほど入ったところでございます。事業の実施時期は、平成 12 年度から平成 14 年度の 3 カ年間、事業費としては 4 億 9,600 万円の事業でございます。

事業の内容でございますが、森林の整備、間伐等で 78 ヘクタール、管理車両、車が通れる道を 5,200 メーター、また人が歩く道、管理歩道を 2 万 2,800 メーター、あと作業施設ということで右下の写真にありますような施設を 3 棟ほどつくってございます。

本事業を行った背景でございますが、本地区の事業着手前の森林については、杉やヒノキと言われるいわゆる経済的な林が中心で、手入れが行き届いていないというような箇所がございました。そのため、写真のように林内が暗く、下草が生えないような森林でございまして、下草がないということによって、雨が降ったときに表土の流出というものが発生して、森林の機能という観点から見ると低下しているという状況でございました。

そこで、本森林については、多様な森林に誘導するということで、間伐、いわゆる抜き切りというものをやって、森林の中に光を入れるということによって、下層植生を促進させ、表土の流れるのを防ぐ。また、森林と人との豊かな関係を構築するというか、森林としての機能を高めるという観点から、杉やヒノキの単純な林から広葉樹を植えるということによって、豊かで多様な森林を整備するということとしてございます。あわせて、ここの地域については住民参加型の森林整備を進める、そういう拠点地区として整備をしたというところでございます。

森林の整備等を行うことによって、下層植生が繁茂し、表土の流出を抑制する。また、 多様で豊かな広葉樹とかが入った森林が形成されることによって、生態的にも豊かな森林 になったかなと考えてございます。

また、社会文化的な機能としては、広葉樹を植えたと申しましたが、そういうことによって秋には紅葉が楽しめるといった彩りのある景観を形成する。そして、住民参加型の活動の場として利用される。そういったような場ということで環境の変化が起きたという点が挙げられるかと思います。

また、昨今の森林、林業をめぐる情勢の中で、特に今回お示ししたのは森林ボランティアという活動が頻繁に行われているかと思われますが、そういうことはデータでも出てございます。

これは、内閣府が行った世論調査の結果でございますが、左側が平成 15 年、右側が平成 19 年の数字でございますが、赤っぽい、紫っぽいところが「森林整備に参加したい」また、「どちらかといえば参加したい」ということで、このような方の割合が平成 15 年度は 40% だったのが平成 19 年度には 55%弱というようなことで、そういう森林ボランティアに参加したいという方の機運が高まっている。また、そういう方が多くなっているというのが見てとれますし、これは佐賀でも同様の傾向があると考えております。

この事業により整備された施設の維持管理の状況でございますが、当該地区については 県有林ということで、維持管理主体は佐賀県が行ってございます。具体的には、作業施設 の周辺や作業車道、作業歩道、植栽箇所の下草刈りなどを適期に行ってございますし、作 業施設の点検整備についても毎月定期的に実施をしているところでございます。

本施設に対して、県民の皆様からいただいているご意見ですが、幾つかお声をいただく ことがございます。

まず 1 つ目としては、市内から 6 キロと近いんですが、山の中ということで、その導入路に対しての看板等が若干わかりにくい部分があるようなところ。あと、私どもとしては、広葉樹を植えてきたと思うんですが、もっと花や実のなる木を増やしてもいいんじゃないかというような声、あと、休憩施設というものがないという中で、そういうものを整備してほしい。また、遊具とか整備をしてほしいというお声があってございます。

一番最後は、メタセコイアを群生してここに植林をしておるんですが、なかなか国内に ない森林なので、珍しくてよかったというようなお声もいただいてございます。

事業の効果でございますが、直接的効果、森林整備を図るということで、間伐や植栽によって森林の機能が回復したと。冒頭お見せした暗い林内から明るい林内へとなったということで、そういう機能が発揮されているのかなと。また、作業車道・歩道を整備することによって、林内へのアクセスが向上したことによって、作業の負担軽減が図られているという直接的効果のほかに、間接的・波及的な効果として、ボランティアの方々の活動場所として利用されているということで、平成14年には全国育樹際の会場として、また、平成13年から平成19年までは、22世紀アジアの森づくりということ、また、14年、17年、20年には九州北部3県の方々が集まって、ここで森づくりを実施してございまして、そういう森づくりを実施することによって、森林を守り育てる意識の醸成につながっているんではないか、貢献しているんじゃないかと考えているところでございます。

また、本地区の整備に当たっている地域住民とのかかわりでございますが、本地区の整備に当たって事業計画をつくるわけですが、その段階においては学識経験者、市、町、地元の区長さん、あと、森林組合等で構成する検討協議会というものを設置して合意形成を図りつつ、整備計画を策定したところでございます。また、事業完了後の施設の利活用に際しても、先ほど申しましたアジアの森づくりとか、九州北部 3 県のみんなの森づくりの開催の折には、地元の住民の方、また、緑の少年団というような方々にもお集まりいただいて、その作業に参加していただいているところでございます。

今後の課題でございますが、維持管理という面、基本的には、県の方で維持管理を行っているわけですが、どうしても山の中の施設ということで、イノシシによる掘り起こしというんですか、そういうものがあったり、歩道とか階段をつくるときに、私どもなるべく木製でやっていきたいということでやっておるんですが、平成 12 年から平成 14 年につくったものですから、どうしても腐朽してくると。そういうところの修繕等が必要になってくるところはございます。

あと、人が入るというところで、これはいたし方ないのかもしれないですけど、ごみの 不法投棄、森に入りやすいようにすれば、また、こういう問題が出てくるという中で、不 法投棄が時たま見られると。基本的には、県職員とか、県から委託を受けた巡視員が見回りを行って、その都度整理をしているところでございますが、なかなかやはり対応には限界があるのかなというところで、そういう点については地域住民の方と共同で何か維持管理ができないかなというふうなことは考えてございます。

そして、もう一つ、ボランティア活動の普及・啓発ということで、ここを拠点として先ほどご説明したようなイベントを通じて、森林の整備等に関して理解を深めていただいているところでございますが、ここを一つの先進事例として県下全域にこういう運動をどんどん広げていくことが、今後さらに必要かなと思いますし、昨今、企業の方々が森づくりに社会貢献という形で参加したいということがございまして、実は県内においても、企業の森づくりというのを進めてございます。

一応、今年度から始めて半年間ぐらいしかやってないんですが、一応、複数の企業さんと市町の間で協定を結んでいただいて、企業の森づくりを実施することができました。こういう取り組みをもっと広げていきたいと考えているところでございます。

最後になりますが、今後、新規箇所の評価、また再評価への反映、また改善点ということでございますが、事業計画の策定に当たっては、今後とも地域の方々と一緒になって計画をつくり上げていくということがやはり重要かなと。ただ、先ほど申しました維持管理の面が今回、このときにはまだそこまで手が回っていなかったというか、余り詳しく詰め切れていなかった分がありますので、今後やるときはやはりそこまで見通した形で計画を策定していく必要があるのかなと考えてございます。

また、先ほどとダブリますが、今回ここで行っている県民参加の森づくりというのは、 やはり県下全域に広がっていくと。県民の皆様、そして、企業というようなさまざまな形 態での森づくりを広げていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

荒巻委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明に対して、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

齋藤委員 私も、実は鳥栖のほうでは森林交流隊のほうに入っていますが、これは基本 的な質問です。

緑の基金というのを毎年、私たち企業は寄附を出していますが、あれは何に使われるんですか。

説明者 やはり地域でのそういう植樹活動とかに使われておりますけれども、一つは取りまとめて県で公募をしたりとか、募集をしてそういう活動団体に補助をするとかですね。 齋藤委員 それは申請しなければ出ないんですか。

説明者 そうですね。あとは、市町レベルでも同じようにそういう申請を受け付けています。

齋藤委員 ここに企業がボランティアで、鳥栖のことだけ言うとあれなんですが、久光 製薬さんなんか助成金なんか出されておるんですが、そういうのはどこに行くのかなと思 って。森林交流隊というのはボランティアの団体なんですよね。だから、その助成金はど こに行くのかなとか思うんですね。

私が何でこういうことを言うかというと、さっきのグラフじゃないですけど、できれば参加したいという人たちがこれからもっと多くなると思うんですね。中高年の団塊の世代、卒業した人たちが家で何もできない、テレビの番をしている人たちが、本当はこういうところに出てきてほしい。しかし、例えばお茶 1 本とか、お弁当の一つでもあれば、皆さん来やすいかなと思うので。私たちが行くときは、全くボランティア、お弁当持ってきてください、何でも持ってきてくださいなんですね。

だから、その辺をもう少しみんなが参加しやすいような形をこれからしていけば、もっと森林ボランティアは広がっていくんじゃないかなと。そして、見回りの人たちにしても私はできるんではないかなと。鳥栖のほうも不法投棄が非常に多いんです。だから、その辺については、もっと何かみんなが出てきやすいようなシステムをつくられたほうがいいのかな。これは農林事務所さんがベースになって窓口ですよね。

説明者 そうです。

齋藤委員 ですから、その辺についてのいろんなお話もされたがいいんじゃないかなと。 説明者 緑の基金もやっていますし、ことしから環境税というものを導入させていただいて公募事業をやっているんですが、やはり同じようなご意見が出ていて、基本的に植える苗木代とか、あと簡単な作業に使う道具とか、お茶代は一応いいよというようなことにしたんですが、でも、山の作業はどうしても近くに店があるわけでもないので、一たん入ったら昼まで、また 1 日仕事ですので、やっぱりお弁当ぐらい出してあげたいというようなお声も聞いておりますので、そこはちょっと改善をしていこうかなと考えおります。

齋藤委員 私は、これはすごくいいことだと思うんだけれども、やっぱり人の手というのは絶対必要なんですよね。だから、来やすいようなシステムづくりというのがこれから もっと必要になっていくんじゃないかなと思います。

荒牧委員長 ほかにありませんでしょうか。

先ほど言われた、今度とるようになったんですか、何税というんですか。

説明者 森林環境税です。

荒牧委員長 1人500円、1世帯500円かな、企業は幾らですか。

説明者 事業規模に応じて均等割にちょっと上乗せをさせていただいております。

荒牧委員長をれて、佐賀県全体としては幾ら集まっていますか。

説明者 来年度が丸々1 年もらうことになりますが、そのときで 2 億 3,000 万円ぐらいです。

荒牧委員長 そうすると、森林整備課で今費用は大体どれくらい使われているんですか、 トータル 1 年間で。大体どれくらい集めているんだろうという規模がわからないもんです から。

齋藤委員 緑の基金もとられるし。

荒牧委員長 森林整備課で1年間に大体どれくらい使われておりますか。 説明者 31 億円です。

荒牧委員長 31 億円。それで、今、森林環境税で 2 億円ぐらい集めておられるんですね。 説明者 先ほど言ったように、林業というなりわいがなかなか厳しい状況になっていま す。それで、いわゆる間伐が進んでいない地域もあります。

荒牧委員長 これは県有林とおっしゃったんですか。 説明者 そうです。

荒牧委員長 県有林だから、すべてのことについて道路をつくって、自分たちで刈って、何とかをするという作業をやるわけですよね。だから、いわゆる林道と呼ばれているところは民有地であっても林道をつくって、それは民間の林家の人たちが自分たちの力で間伐をやっていくというようなことが今可能ですか。やっぱり相当量何らかの、今度、佐賀県のいわゆる不景気対策じゃないけど、対策の一つの目玉として、そういうものをどんどん入れて補正で組んで、むしろ、積極的に私有地であっても、そういうところに対して何らかの形で補助とは言わない、ちゃんと仕事をしちゃおうというようなことまで。

説明者 もちろん補助というのはありますし、やはりなかなか材価が上がらない。じゃあ、どうするか。あとはやっぱり出すほうでコストを下げようとかというんで、まず、林道とか基盤整備の分を...。

荒牧委員長 そして、それを積極的に今度は土木事業とか農林事業の中で例えば水路の保全とか、そういうところで積極的に使っていって巡回させようというような企画を佐賀県としてはお持ちのようですけれども。

説明者 機械化を進めるとか、あとはどうしても小規模の山が多いので、それをる程度 まとめていくと。まとめることによって、全体的なコストを下げるとか、そういうのを今 後やっていく必要がありますし、やっていくことにしております。

荒牧委員長 多分いろんな意味で「安全・安心」とかというキーワードをよく使われるけど、その中の一番優先順位の高いものに、いわゆる森を守るというところがあって、県民の方々も、税金を新たに導入することについてもそれほど反対がなかった、必要だろうなと思って。今聞いたらとても足りないという感じがするけど。だけど、突破口というかな、一つの第一歩は行けたわけだから。皆さんたち、県民がこの森については一番優先順位の高い事業だと見て考えておられることがわかるんですよね。税金までとってもだれも文句言わないということを見るとね。目的税をとると、一発でつぶされると僕は思っていたら、結構何かしたたかにおやりになっているから、いいかなというふうに思っているので。ぜひ頑張っていただいて、これを先進的にやっていくことによって、今から社会基盤というのはいっぱいあるわけ、道路にしろ、それから川にしろ、何にしろ。皆さんたちがやっておられるように、それを守る人たちを集めてくるという、道守りさんとかありますね。それから、川のそういうふうな人々とか、そういういろんなところで社会基盤をみんなで守ろうというような動きの最先端を多分やっておられると思いますので、そこで何か

出てきた知恵をまた皆さんに出していただいて、道守り、それから川守り、いろんなところに発展していくように、知事さんが言われる県民協働というのは、そういうシステムができ上がっていくと、佐賀らしいものができるんじゃないかなという気がするので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

齋藤委員 お願いします。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

最後になりましたけれども、主要地方道浜玉相知線、道路課のほうからご説明をお願いいたします。

## 主要地方道浜玉相知線

説明者(小渕) 道路課の小渕でございます。最後ですが、94 番の道路事業についてご 説明をさせていただきたいと思います。

佐賀県では、今回の事業は緊急地方道路整備事業浜玉相知線ということで、場所が唐津市相知町黒岩。平成9年度から平成14年度にやりました事業でございます。これは道路の改築事業とあわせて歩道を整備するという事業で、総事業費3億6,000万円でもって事業を行ったということでございます。

県では、平成 16 年度に佐賀県中長期道路整備計画というものを策定いたしております。その中で 3 つの基本方針に基づきまして、今後の道路事業、道路整備を進めていこうということでございます。「安全で安心な道づくり」、「交流を支える道づくり」、「活力ある地域を育む道づくり」ということを三本柱、基本方針として、その中でも、将来の佐賀県を見据えたところでの広域ネットワークの整備と。これは現在進めております西九州自動車道でありますとか、有明海沿岸道路、佐賀唐津道路等の整備を進めていくと。あわせて交通安全対策ということで、この 2 本の重点方針ということで事業を進めております。

今回の事業は、その中の交通安全対策の事業として、先ほど言いましたように、平成 9年度から進めておるというところで、場所は今の唐津市の相知町でございますけれども、ここは国道 203 号で、これが 202 号です。こっちのほうが伊万里でございますけれども、これに平行して、川を渡って松浦川の右岸側に道路がございます。今、西九州自動車道の唐津インターができておりますけれども、ここにつながっていくという道路で、ここから202 のバイパスのところまでタッチするというふうな浜玉相知線というところでございます。

現地は、ここに小学校がございます。相知支所の隣に中学校があるということで、この 辺の地域の子供たちが主に通学路として使うということで、近年では、先ほど言いました 平行して走っております 203 と、今回の浜玉相知線、佐賀 - 唐津間を連絡するということ で両方の道路が使われております。交通量も相当増えてきておるということもございまし て、特に児童生徒の安全を守るという意味で車道の拡幅とあわせて歩道を整備したという 事業でございます。 先ほど言いましたように、事業を始めるに当たっての背景と目的ということで、先ほど説明いたしましたように、203 と平行しておるということで、迂回路としての機能が非常に大きいということがございました。また、歩道がたまたま互い違いになっておるといいますか、連続性が保てていなかったということで、児童生徒は横断せにゃいかんという、事故が一番多いのは道路横断時なわけですね。特に、自動車同士の事故はいろんな事故がございますけれども、歩行者が巻き込まれるというのはやはり歩道がないこともございます。これについてはやっぱり子供でございますので、道路をある意味遊びながらといいますか、いうことで飛び出したときに事故に遭うということもございますけれども、やはり道路を横断するというのは、そこで自動車と接触するというのが一番多うございますので、できるだけ横断を少なくしたいということで、連続性が保てるような歩道をつくって、交通安全の確保を図りたいと。

あわせて、先ほど言いましたように、近年増えております交通量を円滑にはくということで計画いたしまして、車道の拡幅と歩道の整備を事業として取り組んだところでございます。

これが整備前の状況でございます。ここに信号がございますけれども、人家はこっち側にあるんですね。歩道がこっち側にございまして、また、これは学校付近に行きますと、その反対側にあるということで連続的につながっていなかったということで、この 2 カ所で子供たちは横断歩道、あるいは信号はございましたけれども、渡って、学校のところでまた渡って学校に行くということで、2 度道路を横断せにゃいかんということでございました。

これは整備前の状況でございますけれども、交通量も相当増えております。たまたまちょうど家のところに歩道がない子供は路肩を歩いていかざるを得ないとか、そういう状況で、これは通勤時間帯でございますので、佐賀から唐津方面に行く車、あるいは逆の車というのは相当多うございまして、子供たちも非常に危険な状態であったと。こちらには、自転車が行っていると、そういう状況でございました。

そういったことで、先ほど言いましたように、ここに改良事業と歩道を整備しようということで、事業区間 900 メーターということで事業を始めたところでございます。

これが整備前の道路の横断構造でございますけれども、ここに車道の 2.75 メートルと、路肩が 50 センチずつで、歩道が 1.5 メートルということで、車道の 2.75 メートルといいますのは、通常、大型バスとか、あるいは大型トラックというのは車両幅が 2.5 メートルございます。 2.5 メートルといいますと、 2.75 メートルの中では動いておるわけですから、大型車が通るとすれ違いも非常にきついということでございまして、歩道も 1.5 メートルしかないということで、今回は車道を 3 メートルにしましょう。あわせて歩道も 3.5 メートルにする。ここの場合、こっちが田地でございますけれども、高低差が 1 メートルから 2 メートルぐらいののりがついておりまして、これを L 型の擁壁で立ち上げることによって、できるだけ用地買収も抑えたと。こちら側に家屋がございますけれども、こちらはかからない

ような構造で、そういった意味でコストについても十分検討した上で、できるだけ幅員を 確保してやるということで事業を進めたところでございます。

これが完成して、開通前の平成 11 年に交通センサス、交通量調査をやっておりますけれども、このときが約 9,000 台であったものが平成 17 年には 1 万台になったと。これは平成 17 年にはまだ西九州道はできていない。やっぱり 203 が混むということで、だんだんこちらのほうに車が流れてきておったという状況もございまして交通量が増えておると。当然 のことながら、ピーク時間については約 1.3 倍ぐらいの交通量になっておると。ある意味、道路をつくったことによって交通量が増えたということもございます。

そういうふうに道路の拡幅と歩道を整備したということもございまして、近年では、福祉施設、グループホームとか、デイサービス施設が沿道にできておるという状況でございます。

これが先ほど言いました、ここに信号がもともとあったわけですけれども、歩道がここにあるんですが、こっち側に歩道を設けました。ちょうどここに子供たちが歩いていっておりますけれども、この建物がちょうど同じところを写しているんですが、信号は、もう横断しませんということで撤去しました。こちら側の歩道が連続的に、3.5 メートルの幅ですから、子供たちもゆったりと歩いていけるということで、子供たちを車から守るということもできておるということでございます。現在の状況がこういうことで、結構車も多うございますけれども、子供たちもちゃんと安心して通学できる状況がつくり出せておると感じております。

この事業を行ったことによります、特に地域の皆さん方のご意見といたしましては、先ほどから何度も言いますように、子供たちの安全な通行が確保できたと。先ほど言いました、横断しなくて安全になったということで非常に喜ばれておる。あるいは先ほど言いました、信号があったときには、指導員をどこも配置していらっしゃるんですけれども、そういう方々も配置しなくてよくなったということで、父兄の皆さん方の負担軽減といったことにも寄与したと。ただ、逆の面でいくと、走りやすくなったことで、ちょっと車がスピードを出すと。これは警察のほうにお願いするしかないのかなと思いますけれども、そういった状況もあるということでございます。

今回、こういった事業を行いまして、どういった整備効果かということで、先ほどから言っておりますように、通行車両の円滑な走行の確保ができた、あるいは連続性の自転車歩行者道を整備したことによって自転車や歩行者の安全性が確保できましたと。その結果、整備前の平成 11 年から平成 14 年の事故件数が 8 件であったものが 4 件に減りましたということで、これは横断中の事故、あるいは車同士の事故も含んでおりますので一概に言えませんが、歩道をつくったことによって、幅が広くなるということで見通しもよくなるというのもあるんですね。

それともう一つは、皆さん方もご経験されると思うんですが、すぐ横に歩行者がおると 非常に気を使いながら運転せにゃいかんということで、そういった意味では見えない部分 の効果、それは当然数値としてはあらわせないんですが、ドライバーがいらいらしなくて済むとか、そういったことでいろんな意味で相乗効果があるんではなかろうかと考えております。

今後の課題と改善ということで今回まとめさせていただきましたものは、今回の事業は、 先ほど言いましたように余り用地買収等が必要なかったということで、それなりに計画的 に事業は進んだわけでございますけれども、今、県内各地でいろんな道路事業をやらせて いただいている中では、用地交渉の難航などで事業が長期化するということで、それにより計画の変更とか、あるいは最悪の場合、中止とか、そういったことも起こっておると。 せっかく立ち上げたものがなかなか事業が進まないということで、効果の発現がなかなか できないという問題がございました。これに関しましては、平成18年に道路事業における 合意形成の進め方というものを道路課のほうで作成いたしまして、基本的にはこれに基づ いて、できるだけ皆さん方に事業を始める前にご理解を賜るようなことで、事業を始める 前からいろんな取り組みをやっていこうということでしております。

その結果によって、円滑な事業進捗と事業効果の早期発現が期待できると考えておりますけれども、まだ取り組んで数年ということもございまして、そこまでの効果が直接に出てきているというところではございませんが、今後さらに、県民の皆様方には我々の道路事業の必要性とか、そういったものを十分に認識していただけるように説明をさせていただいて、皆さん方のご協力のもとにいろんな事業をやったことの早期発現、先ほど言いましたように、県内の幹線ネットワークをやることによって、我々の佐賀県が将来にわたって発展できるような、そういったものの道づくりであるとか、日々の生活のために必要な道であるとか、そういったものをある意味、めり張りをつけながらといいますか、そういったことで事業を進めていきたいと感じております。

当然、ここには書いておりませんけれども、あと、維持管理という、先ほど荒牧委員長のほうからもお話があっておりましたが、維持管理は道路の場合、必ず必要になってきます。

これにつきましても、先ほどから出ておりますように道守りでありますとか、あるいはいるんな団体の方々にご協力をしていただいておりますし、近年では、鹿島のほうでございますけれども、地域の方々と美化パートナーという制度を設けまして、掃除をしていただくとか、除草をしていただくとか、そういうふうな取り組みも進めておりますし、今後ももっと広げていきたいということで、皆さん方に愛される道路、自分の道路だということで、皆さん、使い勝手のよい、あるいは遠くにおいでになるときには高速ネットワークも必要であろうと我々は感じておりますので、産業を支援するという意味からも必要な道路であろうと考えておりますので、今後も県内の道路インフラなどの整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

荒巻委員長 どうもありがとうございました。それでは、今のご説明について何かご質

問がありましたら、お願いいたします。

齋藤委員 基本的な質問をいいですか。今回、これは歩道を 3.5 メートルという広さをとってあるんですけど、これは何か根拠があったんですか。普通、こんなに広くないですよね。

説明者 そうですね。この歩道の3.5メートルといいますのは、細かく言いますと、ここに50センチの縁石がありますけれども、普通、道路を走られますと、交通標識であるとか、いろいろ標識が立っております。これを我々は路上施設帯と呼んでおりますけれども、そういうものを除いて有効幅員3メーターというふうに考えております。

齋藤委員 なぜかといいますと、携帯とかで路駐するときに寄せますよね。そのとき、 左側は50センチの幅、右は1メートルありますけど、ちょっと狭いんじゃないかなという 気がしますね。ここでもし携帯をかけるためにとまったときに、3メートルとってあるのが、 車の幅がちょっと出るわけですね。私たち車に乗る側からすると、歩道が3.5メートルとい うのはすごく広い感じがして、何か意味があったのかなと思って。せっかく幅が2メート ル広くなったのなら、もうちょっと車のほうを少し。

説明者 そこはいろんなご意見はあろうかと思いますけれども、だれを守るのかということと、携帯電話は基本的にはドライブ中はドライブモードでお願いしたいと思いますので...。

**齋藤委員** 話すときには車を左に寄せてとめるわけですよ。

説明者 どうしてもとめなければならないときには、時々、残地がございますので広いところでとめていただいて、そこに数分とかからないと思いますので、お願いしたいと思います。

齋藤委員 94番では歩道が2.5メートルなんですよね。

説明者 これはいろんな想定をしておるんですけれども、3.5 メーターと申しますのは、一般的に人の幅を75 センチと考えます。自転車の幅を1メーター、車いすも1メーターということで考えておりまして、どういった方々が通るかということを想定した上で、自転車と歩行者がここは一緒に通るということを想定した中で...。

齋藤委員 そしたら、この歩道の中に自転車は上りも下りも一緒に通るんですか。

説明者 ですから、そんなに多いところは、そこの紡績通り、両側に 6 メートルの歩道をつくっております。これは自転車専用レーンと...。

齋藤委員 それはわかります。

説明者 それぐらい多いところはやっぱり分けてつくりますけれども、先ほどから言いましたように、広ければ当然その分コストもかかる、メンテナンスにも費用がかかるということで、利用交通量を推計した上でどれくらいが妥当かということで、先ほど言いました車道にしましても、歩道にしましても、よく言われるんですが、田舎の道は昼間通りよらんやっかと。それは現実でございますけれども、やっぱり朝夕にしか子供たちは通りませんけれども、じゃあ歩道は狭くていいんですかという話ではですね…。

齋藤委員 狭くていいとは言ってませんけど、ちょっと広いんじゃないかと...。

中村部長 おっしゃっているのは、縁石があるから寄せられないということだと思うんですね。

齋藤委員 縁石は既存ですか。

説明者 いえ、当然つくったものですけども。

中村部長 だから、そこが多分、縁石があれば車が寄せられない。それはそれでまた危険かもしれませんけど、そうすると有効活用できるということですね。

齋藤委員 普通、歩道を設計するときは標準はどれくらいですか。

説明者 一般的に、あんまり自転車等がないと考えれば、2 メートルに、あと路上施設帯、 2.5 ですね。

川本委員 人もあんまり通っていない、でも 3.5 メートルは、それをどうこうはなかなか言いづらいんですけれども、ただ、この写真を見ると、本当にこういう田舎までこれだけのコンクリートというか、ざーっとあるのがちょっと何か痛々しい感じがして、3.5 メートルの中にもう少し土の部分、土というか、下に水が浸透するようなものを使うとか、それから、子供たちが歩くところは、お金がかかるでしょうけど、もう少し何か自然に近いような素材を使うとか、この辺、本当に田舎ですよね。これだけ都会と同じような道がざーっと走ることに対する違和感みたいなものを、この写真を見たときにちょっと感じますね。今後の公共事業の中で田舎にでも、田舎にでもというか、何かもう少し、これは水が下に吸うんですか。

説明者 これは吸いません。今、いろんな形で車道にしても、走っておられて路面に水がたまっていないなというところが、あれは排水性舗装と申しまして、表層 5 センチを透水性のある合材で、その下を水が流れるようにして、ある意味、地下まではいかないと。地下までいきますと、その下には砂利を敷いておりますので、これが緩んで舗装が壊れるので、車道の場合はやりませんけれども、歩道の場合は同じような材質で透水性舗装というのをやっているところもございます。

先ほど車道については透水性舗装はないと言いましたけれども、近年では都会のほうではヒートアイランドとかいうことで、そういうふうな対策も試験的にやっております。ただ、やっぱりどうしてもコストが高いというのが一つございます。コストばっかりかという話にもなるんですけど、そこは非常に…。

川本委員 道幅が少し狭くても、その分何か自然環境とかそういうものに配慮した、納得のいくような道が今後できたらいいなと思いますね。

齋藤委員 企業別にお金を出させてもらったりして、うちの企業これだけ、やさしい道 にしたとか。

川本委員 質問が出ています。

愛野委員 これはメーター換算でいくと 40 万円ぐらいですか。用地買収がほとんどなかったということですかね。

説明者 はい。

愛野委員 これは田んぼのところを立ち上げていったと。ちょっと幅員にこだわるようで申しわけないんですけれども、最近の地方道もそうですが、歩道幅員というのは非常に広がる傾向にあるんだろうと思うんですね。これは我々の小さいころの感覚でいくと、歩道というのは多分 1 メーターぐらいだったと思うんですね。歩道は自転車が走るものではないという教育を受けてきたような記憶があるんです。ところが、今、「自転車歩道」という書き方をされていますよね。自転車も当然歩道を走るんだという感覚でやっぱり広くなっていっているんですか。

説明者 2 つございまして、ここでは自転車歩行者道と。先ほどありましたように、今、 基本的には、自転車も車でございますから車道を走りなさいというのが原則なんですね。 ただ、やっぱり危ないということで歩道を走ってもいいよという自転車もございますと。

もう一つ、やっぱり少子高齢化ということ等もございまして、今後は車いす等も利用が 多いということで、その幅員については車いすの利用も考慮した幅員構成ということで考 えています。

愛野委員 なぜ言っているかというと、あるところで、年寄りが歩道を自転車で行く学生に「お前たちは歩道を走っちゃいかん、道路を走れ」と。歩道は 3 メートルぐらいあったんですよ、3.5 メートルあったかもしれません。どっちが正解かなという気がしたわけですね。

小野副本部長 自転車歩行者道と、それから歩道とありますけど、歩道の上を自転車が通っていいですよというのは、よく見ていただいたら、こういう自転車のマークの標識がついております。ですから、そのマークがついているところは自転車も歩道を走っていいですよと。そのマークがついていないところは、歩道はだめです、車道をちゃんと走りなさいと。

愛野委員 あともう 1 点よろしいですか。歩道の幅員の広いところ、国道、県道、地方道、いろいろあるんだろうと思うんですけど、街路樹があったりなかったりしますよね。 これはどういう判断で街路樹が。

説明者 私どもも今までいろんな事業をやってくる中で、街路樹というのは一般的には 緩衝緑地帯といいますか、都市部といいますか、沿道に家が多いというところで車両が出 す排気ガスの問題、あるいは騒音の問題等に対応するということもあって街路樹を設けて おるところと、田舎でそれほど交通量も多くないとかいうふうな、沿道に家屋も点在して おるというところとはですね。ただ、そうは言いながら田舎にもあるじゃないかというご 指摘はあろうかと思いまして、それはお認めいたしますが、時代がいろいろ変遷する中で、 そういったものを求めた時代もございまして、そういったものもございます。

愛野委員 確かにそのとおりだと思うんですけれども、コストパフォーマンスから考えると、交通量が増えたわけでも何でもないのに、今までは道路幅員も歩道幅員もそれほどなかって、用地買収までして歩道も膨らませて、わざわざそこになかった街路樹がどんど

んできて、これはコストがかかろうなという気がするわけです。当然コストかかるだろうと思うんですけれども、維持管理コストもやっぱり税金ですから、その辺が確固たる線引きがあるのかなと思ってお尋ねしたんです。

説明者 どこにそういうふうな植栽をやるとか、一般的には先ほど申し上げましたように、田舎に植栽を設けるというふうなことは近年では計画をいたしておりませんけれども、過去には、将来沿道が開発されるであろうとか、そういったことも踏まえた中でやっておるというのもございます。ただ、結果として近年の、あるいはバブル以降の景気の冷え込みといったことで開発が進んでいないというのも現実かと思いますけれども、そういうふうな状況ではないのかなと考えております。

荒牧委員長 ほかに、どうぞ。

古賀委員 さっきご説明の最後に、いわゆる道路行政と申しますか、計画をして、それを実行するときにどういうことをすべきだとおっしゃったのは、そのとおりだと思うんですね。今ご説明のあった場所については、つまり住民の方々とのトラブルというんですか、例えば、買収だとか、そういうことについては余り問題がなかったということですが、では、ほかのところに同じようなものがありますね、地方道の事業、ここだけが全部「B」なんですね。ほかのところは「A」がついているんです。ここだけ「B」、それはどうしてですか。ここはむしろ、言われたことを考えると、もっと評価は高いだろうと私は聞きながら思ったんですけれども、ここだけが評価が全部「B」なんですね。もっと高い評価がついてしかるべきじゃないかなと思って聞きました。

「A」とか「B」とかのつけ方の問題点が、やっぱりそこらあたりあるんじゃないかなと思って聞いておりましたが、いかがでしょうか。

説明者 これは、県の事後評価の基準の中で大まかにランク分けをした中で、どちらとも読めないとかいうものもございますので、ここの場合、たまたま全部「B」じゃないかということなんですが、特に社会文化環境と...。

荒牧委員長 Aは「特に」と、やっちゃったんでしょう。「特にすぐれて」とかと書くから。4 段階評価の場合には、私たちも書くけど、「特にすぐれて」とか、Bは「すぐれて」といったときに、判断者の評価がすごくあって、「C」をつけるときに勇気が要るということですよね。「C」と「A」をつけるときに何か勇気が要るので、「B」だと普通だったかなと。

説明者 「B」がついているのは社会的環境ということで、評価項目としては景観であるとか、そういったもののほかに道路事業であれば特に交通混雑とか、そういった項目で我々評価させていただいておりますけれども、ここは基本的にはもともと 2 車線の道路がございまして、混雑が著しいとかいうことではなかったので、特に余り悪くもなっていないと。もともとはそんなに悪いところじゃないので、この場合にはほかと違うところの社会文化環境としてBになっておるということでございまして、あとは地域の住民のかかわりたいうことでいきますと、委員の先生がおっしゃるように、地域住民等のかかわりと

いうところは、ある意味、「A」でもよかったのかなというふうな...。

古賀委員 むしろ、ここの場合は子供たちですね。子供たちが今まで煩雑な交通のところを避けることができたというのは、私は非常に大きなものであるという気がしたんですね。

荒牧委員長 だから、私は道路をつくるときに、県は、ある種の優先順位を決められると思うんですね。そのとき、私個人の意見としては、例えば、学校の近くとか、いわゆる少子高齢化といつもお題目に唱えるけれども、高齢者というのはどこにいるかよくわからないけど、学校の近くだと、さしあたりすぐわかるでしょう。私はいつも例に挙げるんだけれども、三瀬小学校とか、ああいうところ、福岡県からあたりから高速で吹っ飛んでくるような連中がいる横を、子供たちが汗をかきかき、歩道もないところを歩いていると。あの風景は土木屋としてはどうも耐えがたいと。だから、あそこに歩道ができて、そして、そういう道ができたことを高く評価したいと、そういうことが一番重要だよといったときに、先ほど見せてもらったら、それと同じようなことがこの小学校の横で起こっているということのご説明だったので、もうそれだけでも私は十分「A」だと思うんだけれども、「B」しかついていないので、効果発現とか、事業評価というときの軸の置き方というか、それがちょっと何か人にやさしくないんじゃないかという、もうちょっと人間ぽくやっていいんじゃないのという話でいいんじゃないでしょうか。

先ほど、県民からアンケート、意見を集められたと思うんだけれども、そのときに「感謝しています」と言われる土木事業というのは最近余りないからね、ああいうふうな言葉を聞くとほっとするんですよ。特に、一番よかった写真、説明は、先ほど古賀委員が言われたみたいに、子供たちが、広い狭いはちょっと置きましょう、あれだけ広い歩道をゆったりとしゃべりながら歩けるというところが何ともすてきじゃありませんかと。これはある意味でいうと、土木事業を社会に訴えるときに、写真イグザンプルに使えるぐらいの写真になっているなという感じがしていたものですから、余り広過ぎると怒られる可能性はあるけれども、そういう感じがしたので古賀先生の意見に賛成です。

齋藤委員 私もそれは思いました。

荒牧委員長 もうちょっと自信を持っていいところは自信を持ってください。「C」をつける勇気と「A」をつける勇気と当然あっていい、両方とも勇気が要るけど。

説明者 わかりました。

中村部長 やっぱり段階が、幅が広過ぎるというか、例えばAダッシュみたいな...。

荒牧委員長 あんまりプロ的にならなくても、いいところはいいと。ここは一発言っておこうというのはよろしいんじゃないですか。ただ、会員評価はいろいろ、今から皆さんたち慣れてくると、そういうふうに事業者として、これはここがよかったよというようなことはどんどん訴えていかれてもいいんじゃないかなという気がします。これをオープンにしてくださいという理由は、今みたいな意見がどんどん出てくると、うれしいなという感じもします。

齋藤委員 社会文化環境なんか「A」でしょうね。

荒牧委員長 特に、「子供たち」というキーワードを使うと、もう一発で「A」になってしまう、ということを理解してください。公共事業をやっていくときに、やっぱり弱者というか、弱い人たちに温かい目が向いているかどうかというのは非常に大きな評価軸だと思いますから、そこをできるだけ高い評点をつけていただいて、それに寄与したところ、特にスクールゾーンの近くであるとか、そういうところは当然優先順位が上がって効果発現がそれだけでも十分あるというふうに理解してください。私個人の自己主張でもありますので、ぜひお願いいたします。

それから、先ほど、齋藤委員からおもしろい話を聞いて、それから、川本委員からもそうだけれども、田舎道の美しい道路というのは、私たち、もうちょっと何か勉強せんといかんのかもしれませんね。何かやり方があるんですよ。都会の中から街路樹を除いたら田舎道になりましたというということじゃ、どうも違うような気がするというのは、すごいな、そうだなと思って聞いていました。

だから、僕ら土木をやる人間は、もうちょっと何か美しいものという感覚がどこかで要るんだと思うんですね。我々はすぐ数字で、幅とかなんとかとかでやるけど、もう一回絵をかいてみる技術だとか、何かそんなものも要るのかもしれませんね。もうちょっとやっぱり賢くならんといかんなと思って聞いていました。いいアドバイスを受けたなと思って。特に、都会とちょっと違うね。都会だと大体みんなわかってきたけど、田舎道にこれだけのものをつくっていくときのつくり方というのは、確かにもうちょっと何かありそうな気がしますね。

説明者 そういった意味でいろんなご意見、メールでも何でも結構でございますので。 荒牧委員長 もうちょっと勉強しましょう。

説明者 非常に苦情ばかり多うございますけれども、「道の相談室」は苦情を受け付けるところじゃございませんで、いろんなご意見を賜りたいということで、こういうふうにやったらどうかとか、それはできること、できないことがございますけれども、やっぱりみんなの税金でつくる道路でございますので、皆さん方のご意見を十分にいただければなと思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

荒牧委員長 それから、先ほど最後に言われた、いわゆる合意形成に向けての方法論とというのができ上がっているみたいですので、その方法論もまたいつか、この場で教えてください。きょうはちょっと時間の関係で詳しくお聞きしませんけど、そういうふうに合意形成をやっていく形の中でつくっていくという方法は、事前の評価、あるいは事後評価としても非常に大きなテーマだと思いますので、先進的に道路のほうでおつくりになったのであれば、いつかそれを聞かせていただけませんでしょうか、何かのときに。どうやってそれをやっていくのか。それが多分、事前評価というところで非常に高い評価を受けて、そういうことをちゃんとやったところは優先順位が上がってくるというかな、そういう形で進められればいいかなという気がしますので、非常に興味がありますので、いつか教え

てください。

この事業について、よろしいでしょうか。 それでは、どうもありがとうございました。 これで終わりにしますけど、全体として委員の方々、何かこの事後評価のあり方、ある いは事後評価の、きょうはこういう形でやらせていただきましたけれども、何かあります でしょうか。

もしありましたら、また事務局なり、私なりにご連絡いただければ、次年度以降どういう形で事後評価を進めていくか。非常にたくさん事項がありますので、これをどうやってさばいていくかということも非常に大きなテーマとしてあります。ですから、ことしはこういう形でやりました。だけど、また事務局の方と相談して、もうちょっと何かいい、うまい方法はないかということも探してみたいと思いますので、ぜひお知恵をおかりしたいと思います。

佐賀県の公共事業をきょうお聞きしていて、全体を読ませていただいて、生まじめにやっておられるなという感じを持っているんですね。あんまりむちゃくちゃ無駄な道をつくったり、無駄な何かをやっているという感じがなかなかしなくて、再評価委員会というのは、どっちかというと厳しい意見を言わなきゃいけないんだけれども、何となく甘くなっていると思いますけど。ただ、生まじめにいろんなことの事業をやってこられているなという感じがしていますので、これからも、あんまりお金持ちの県ではありませんので、そんなはったりかませるような道をつくるなんてことはできないでしょうから、今までと同じように愚直に公共事業を進めていただければと思います。

事務局にお返ししますので、あと閉めてください。どうぞよろしくお願いします。

小野副本部長 本日は長時間にわたりましてご審議をいただきまして、また貴重なご意見をいただきました。まことにありがとうございました。

最後に閉会に当たりまして、中村部長のほうから一言お礼を述べたいと思います。

中村部長 先生方に一言御礼を申し上げます。今年度 4 回目ということで、新規、それから再評価、それからこの事後評価ということで、大変長時間にわたり、毎回熱心にご審議をいただきまして、本当にありがとうございます。

先生方からいただきましたいろんなご指摘を我々、きちんと事業、あるいは計画に反映させていくということが何よりも大切かと思っております。それぞれ現場もありますし、 それから本庁のほうもありますけれども、このご意見がきちっと伝わるようにまずさせていただきたいと思います。その上で今後の事業展開にきちっと反映させるということかと思っております。

本当に長時間でございましたけれども、お疲れでございましょうが、また来年度も続きますので、どうぞよろしくお願いいたします。簡単でございますが、お礼の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございました。

荒巻委員長 どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉 会)